



「みんなでつなごう こどもたちの未来」

古賀 琴子さん(中学2年生)

こどもたちの未来をひらくまち、こどもまんなか わくわくおいそ

大磯町こども計画

2025年度～2029年度
(令和7年度～令和11年度)

大磯町の みらいワクワク設計図

『こどもまんなか』をテーマにかかげ

子どもたちを中心に周りの大人たちも元気になる!

そんなワクワクする大磯町を目指します。

■ 育つ広場 大磯アトリエ

様々な、子どもたちが
のびのびと表現できる
アトリエ。

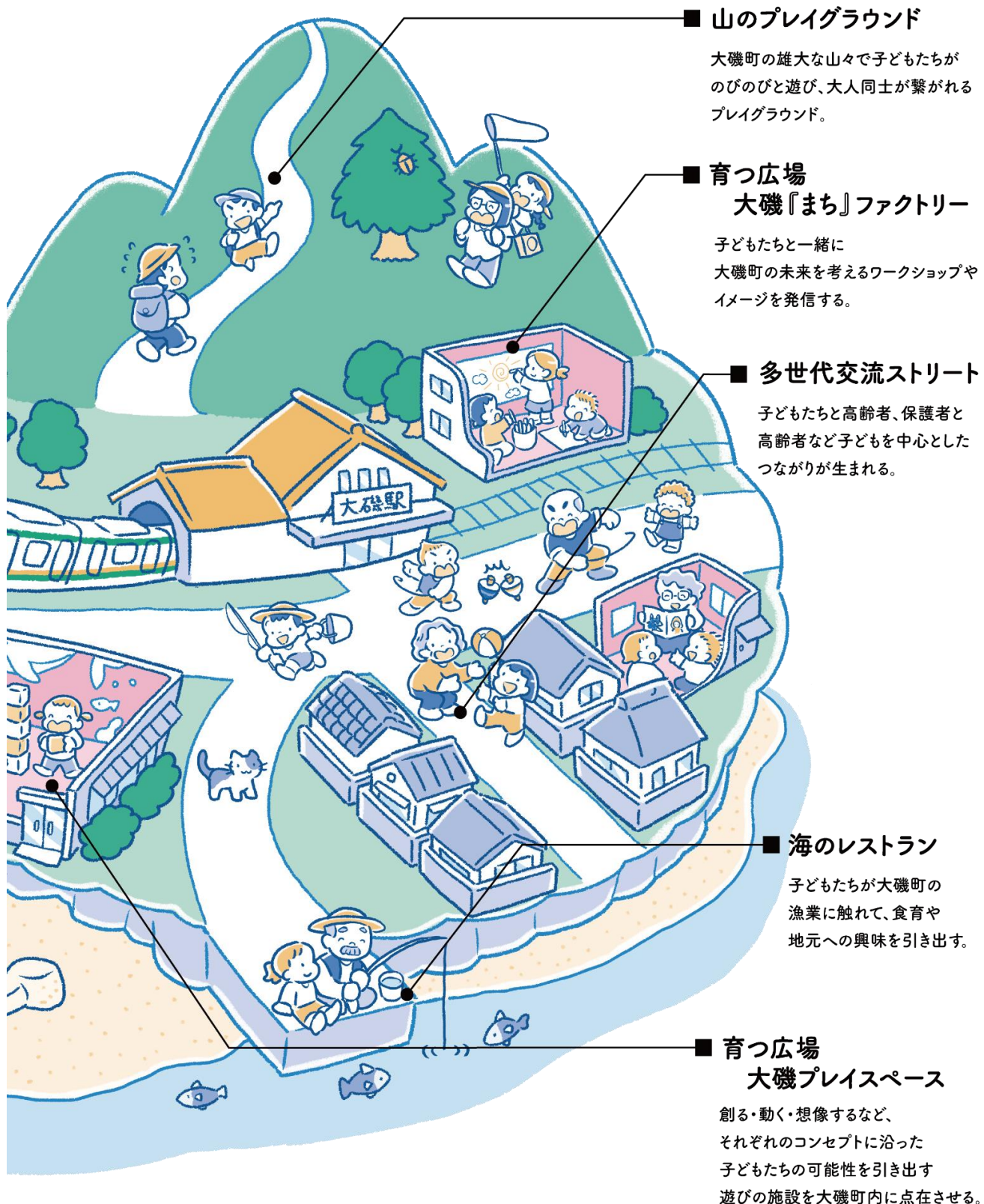
■ 山のレストラン

子どもたちが大磯町の
農業に触れて、食育や
地元への興味を引き出す。

■ 大磯『カンバス』ビーチ

子どもたちを中心として、大磯町の雄大な
砂浜を白いカンバスに見立て、思い思いの
作品を作るサンドアート活動を展開する。

© ホリグチ イツ



<大磯町 × 株式会社フレーベル館>

令和6年12月、こども・子育て世代を応援する取り組みとして、全国で初めて、「株式会社フレーベル館」と包括連携協定を結びました。フレーベル館を連携パートナーとして、「大磯のこどもたち、大磯の子育て世代」にわくわくする体験・わくわくする成長をお届けし、こどもまんなかの大磯を実現する取り組みを進めます。

目 次

はじめに		1
第 1 章	計画をつくるにあたって	 2
1	計画策定の考えかた	
2	計画の期間	
3	計画の対象	
4	計画の位置づけ	
第 2 章	みんなの“声”	 6
1	みんなの“声”を聴く	
2	みんなの“声”の反映 基本理念、めざす姿、基本目標	
3	施策の体系	
第 3 章	こども・子育て応援アクションプログラム	 16
1	ライフステージに共通した施策	
2	ライフステージ別の施策 青年期/ポスト青年期、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期	
第 4 章	量の見込みと確保方策	 32
1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
3	乳幼児期の教育・保育	
4	地域子ども・子育て支援事業	
5	放課後児童対策パッケージ	
6	任意記載事項	
第 5 章	計画の推進に向けて	 50
1	計画の進行管理	
2	積極的な情報発信と多様な情報提供体制	
3	自然環境を守ること	
資 料 編		 58

はじめに

この計画は、こどもたちの「声」を直接聴き、こどもたちから発せられた力強い声、その想いを反映して作りました。

こどもたちをはじめ町民の皆様へどのように心が弾む“わくわく”をお届けできるのか、その方策を示しています。

令和6年12月に開催した「大磯こどもサミット」における「大磯こどもサミット行動宣言」は、こどもたちが自ら考え、行動しようとする意欲の表れであり、こどもたちの未来に対する強い想いが込められています。

この宣言も胸に、こどもたちの主体的な活動をさらに応援できるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

すべてのこどもたちが、心身ともに健やかに成長し将来を担う大人に育つために、こどもたちが笑顔で夢を追いかけられる“わくわく”いっぱいのまちとなるよう、歴史・文化、そして、自然を大切にしながら、こどもたち、大人、そして地域全体と一緒に“こどもまんなか”の大磯を創りあげていきましょう。

この計画を作るにあたってご尽力いただいたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

大磯町長 池田 東一郎

【表紙・裏表紙のイラスト】

多くのこどもたちが、この計画に親しみや関心を持つことができるよう、意見聴取のひとつの機会として、こどもたちからこの計画の表紙デザインを募集しました。

こどもたちによる投票の結果、多くの票を集めた2作品を表紙、裏表紙に採用しています。なお、すべての応募作品は、この計画の中で紹介しています。（応募総数：56作品）

第1章

計画をつくるにあたって

1 計画策定の考えかた

町では、「子どもたちの、未来をひらくまち おおいそ」を基本理念として、令和2年に作った「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、「すべてのこどもは、生まれながらにして、その人格と尊厳を尊重されるとともに、幸福追求の権利を持つ主体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最大限に発揮できるよう、社会全体で応援していくこと」が求められています。

そこで、令和6年度に「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」が最終年度を迎えることから、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び神奈川県の子ども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」を勘案して、町において「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として、「大磯町こども計画（以下「この計画」という。）」を作ります。

こどもの権利

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが持つ権利を定めた世界的な約束です。特に次の4項目は、あらゆるこどもの権利の実現を考える際に、参考にするべき重要な「原則」であり、「こども基本法」にも取り入れられています。

この計画においても、この4原則に沿って「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。



こどもまんなか

町は、こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか社会の実現をめざして、令和5年10月30日付で「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。



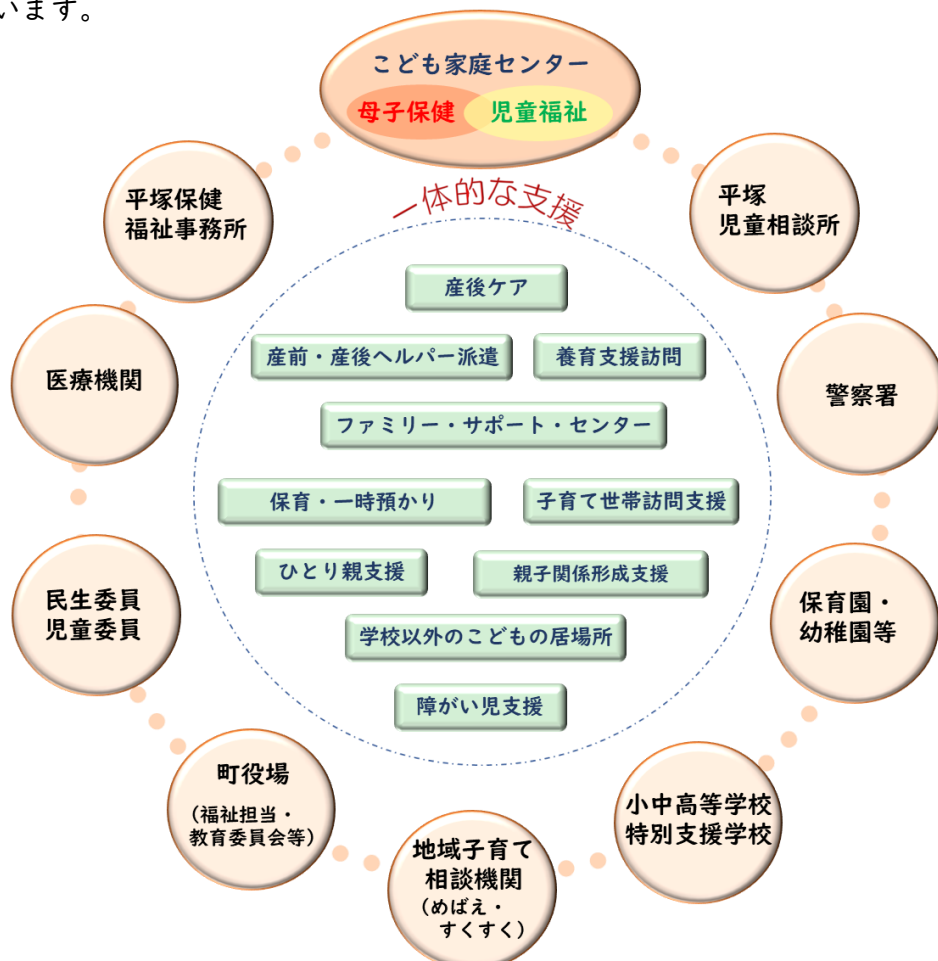
就任時の「合言葉」

こどもまんなか応援サポーターとは？

「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます。

大磯町こども家庭センター

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉に関する相談を一体的に行い、妊娠・出産・育児、虐待防止など、こどもに関わるさまざまな課題に対し、「切れ目のない支援」を提供しています。



2 計画の期間

この計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

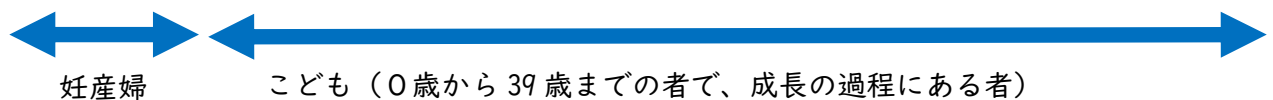
また、重点的に実施する取り組みは実施計画に位置づけ、社会情勢や行政需要の変化への対応を図るとともに、財政状況と整合を図りながら、毎年更新し、進行管理を行います。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
大磯町こども計画(5年間)				
実施計画(3年間)				
	実施計画(3年間)			
		実施計画(3年間)		
			実施計画(2年間)	
				実施計画

3 計画の対象

この計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う観点から、妊娠・出産期からポスト青年期までを対象に、個々の施策を展開します。

0歳	6歳	12歳	18歳	30歳	39歳
妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期



※ 施策により39歳までの者を含む

大磯町 こども計画

こども基本法
第10条

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法 第61条

次世代育成支援地域行動計画

次世代育成支援対策推進法 第8条

子どもの貧困対策計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第9条

子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法 第9条

母子保健を含む成育医療等に関する計画

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第5条

整合・連携

ー 関連計画など ー

- ・ 地域福祉計画
- ・ 障がい者福祉計画
- ・ けんこうプラン大磯
- ・ 教育大綱
- ・ 男女共同参画推進プラン
- ・ いじめ防止基本方針
- ・ 自殺対策計画
- ・ 生涯学習推進計画 ほか

大磯町第五次総合計画

～ 紺碧の海に緑の映える住みよい大磯 ～

第2章

みんなの“声”

この計画は、こどもや若者、子育て当事者の状況やニーズを的確にとらえ、実効性のあるものにするため、幅広い声を聴き、計画に反映させています。

自分の意見が尊重され、社会に影響を与えて変化をもたらす機会は、自分のありのままを尊重されている感覚や自分が他者に必要とされているという感覚、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

1 みんなの“声”を聴く

令和5年度に実施した「大磯町子ども・子育てニーズ調査」をはじめ、令和6年度には、こどもたちや若者、保護者、関連団体などへ「あったら楽しいと思うこと」や「現在困っていること」、「町のイメージや町に望むこと」など、さまざまな機会を通じて“声”を聴く取り組みを行いました。

□ 令和5年度「大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査」

前回（平成30年）実施の調査項目を引継ぎつつ、子育て支援施策等における量の確保と見込を把握するための設問やこどもの貧困対策に係る設問に加え、こどもや若者の現状と課題を把握し、効果的な支援策を検討するための調査項目を追加、紙媒体のアンケートに加えてウェブを活用したアンケートを実施しました。

【アンケートの結果】 配布数：7,317件 回収数：1,878件 回収率：25.66%

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者（全件）	1,251件	503件	40.21%
小学生の保護者（全件）	1,513件	602件	39.79%
中学生～大学生相当（抽出）	437件	121件	27.69%
計	3,201件	1,226件	38.30%

調査対象者	配布数	回収数	回収率
22歳～39歳（全件）	4,116件	652件	15.84%

【主な設問】

- ◇ 家庭の状況、保護者の就労状況
- ◇ 平日、土日や休暇中の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望
- ◇ 子どもの障がい、発達の状況
- ◇ 子育て環境や支援の満足度、子育てにかかる費用
- ◇ 自身の状況や悩み事、日常生活や将来のこと など

□ 令和6年度「こどもたちや若者、保護者、関連団体の“声”を聴く」取り組み

職員が現場へ出向き、直接“声”を聴くほか、直接の聞取りが困難な場合（特別な配慮が必要な方など）には、専用の用紙を配布するなど工夫しながら声を聴きました。

乳幼児期

人 数：約 60 名

意見数：約 170 件

聴き取り先：保護者

おもな意見：保育園、幼稚園、給食、
習い事の支援、
こどもや保護者の居場所

人 数：約 530 名

小中高

意見数：約 810 件

聴き取り先：小中学校の児童生徒、
高校の生徒

おもな意見：小中学校：商業施設誘致、運動公園充実
高校：駅周辺の賑わい、交通安全対策

延べ 約790名 約1,310件
ご意見をいただきました

支援団体

人 数：約 80 名

意見数：約 150 件

聴き取り先：民生委員児童委員、商工会、
観光協会、こども食堂

おもな意見：こどもの居場所づくり、
地域全体でのこどもの見守り

人 数：約 120 名

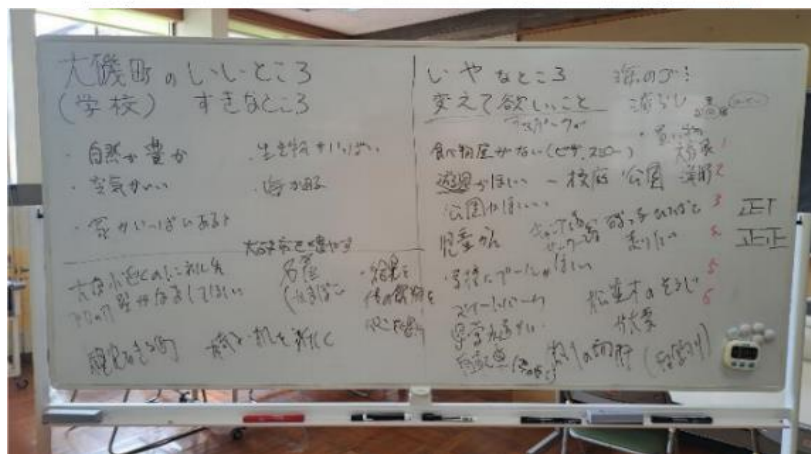
青少年期

意見数：約 80 件

聴き取り先：成人式実行委員会、町職員

おもな意見：出会いの場の創出、
若者目線での施策、
子育て中の保護者へのサポート

<こどもたちの“声”を聴く様子>



大磯こどもサミット行動宣言

令和6年12月21日大磯プリンスホテルで開催した「大磯こどもサミット」内において、こどもたちから「大磯こどもサミット行動宣言」が発表されました。

自分たちで決めた行動目標を宣言することにより、こどもたちの主体性や行動力を育むことを目的に実施したもので、こどもたちが主体的にまちづくりに関わり、よりよい未来を築くための第一歩として具体的な行動目標を示しました。

□ 大磯こどもサミット行動宣言までのこどもたちの活動

令和6年12月7日、14日の2日間、大磯こどもサミットに向け、ワークショップを開催し、大磯こどもサミット行動宣言について話し合いを行いました。

12月21日の大磯こどもサミットでは、26名がこどもスタッフとして、司会補助、コーディネーター、パネリスト、受付・会場補助、ファッションショーモデルとして活躍しました。



ワークショップでの意見交換

おおいそ こうどうせんげん 大磯こどもサミット 行動宣言

みらい き ひら 未来を切り開き「わくわく」するために、つぎ こうどう つと 次の行動に努めることを宣言します。 せんげん

しぜん れきし ある場所を受け継ぎ守っていきます

ちいき イベントを受け継ぎ守っていきます

せっきよくてき じぶん 積極的に自分たちから声を上げていきます

れいわ ねん がつ にち
令和6年12月21日

おおいそ 大磯こどもサミット こどもスタッフ いちどう 一同



大磯こどもサミット行動宣言の発表



町長に宣言書を手渡す様子

大磯こどもサミット



町は、明治・近現代期に多くの政財界人が居を構え、日本を、世界をリードした地であることから、こどもたちが国際感覚に触れ、刺激を得る絶好の機会である「万博国際交流プログラム」と連動した中で、こどもたちのさまざまな「気付き」のきっかけとすることを目的に、楽しく学び、こどもたちが主体的に自身の意見を発信し、「今何をすべきか」をみんなで考える”場”として「大磯こどもサミット」を開催しました。

- 開催日 令和6年12月21日
- 場所 大磯プリンスホテル
- 来場者 約500人

<大磯こどもサミットの様子>



あいさつ（浅尾環境大臣）



こどもサミットの説明（池田町長）



ウガンダ共和国の紹介と現状
（カーフワ・トーファス
駐日ウガンダ共和国大使）



こどもの権利パネル展



会場みんなでアフリカダンス



アフリカンファッションショー



パネルディスカッション



ウガンダ共和国のブース

2 みんなの“声”の反映

この計画では、こどもたちや若者、保護者の皆様からいただいた”声”に基づき、町を取り巻く社会環境の変化や課題を考慮し、「基本理念」と4つの「めざす姿・基本目標」を設定します。

基本理念

こどもたちの未来をひらくまち、こどもまんなか わくわくおいそ

この計画は、ひとりひとりのこども・若者の主体性と人権を大切にし、こども・若者の最善の利益を尊重する中で、こどもたちが心を弾ませ、わくわくする夢をもって心豊かに成長できるよう、こどもたちや若者、保護者が生きづらさを感じることなく“育つ”こと、町全体で“見守り支える”ことを基本的な視点としています。

皆様からいただいた声では、『こどもたち』には、世代に応じて非日常の学習体験や行事等での活躍の場など、貴重な経験が得られるわくわくする「機会」の提供が、『若者』には、出会いやコミュニケーションの場など、さまざまな場面において、わくわくする「好機」の創出が、『保護者』には安全・安心はもちろん、こどもを預けられる仕組みやこどもの居場所づくりなどを通じて、自分の趣味や仕事などの自分時間が持てるわくわくする「時」の確保が求められています。

大磯町で生まれ育ったこどもたちや若者が、成長して社会に出て、さまざまな経験を経て、自身が結婚、子育てを希望したときに、“ふるさと大磯”で子育てしたいと願う人が増えるよう、大磯の自然を大切にしながら、居心地の良い生活環境、子育て環境の形成に取り組むことで、こどもまんなかの町づくりを進め、人口減少に歯止めをかけることをめざします。

こども
(当事者)

生きづらさを感じることなく、いかなる状況でも権利や意見が尊重され、多様な経験を通じて豊かな心を育み、自分らしく社会生活を送ることができる町

基本目標Ⅰ：こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり

こども・若者が権利の主体であることの理解促進に努め、社会参画や意見表明を促す環境を整備します。また、成長段階に応じた体験学習や文化活動など多様な経験をすることで、自己肯定感を高めるなど、こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくりに取り組みます。

【考え方】

こどもたちや若者からは、自分の考えが尊重され、不安なく充実した生活を送りたいという声が多く寄せられています。

これに応えるためには、こどもが意見を積極的に表明できる機会を創出し、それが反映される仕組みを構築することが必要です。また、こどもの権利を守る観点からも、いじめや不登校、児童虐待など、当事者であるこどもが、心身ともに健やかに成長できるよう、安全で安心して過ごせる環境を整えることが重要と考えます。

【こどもたちや若者、保護者からの主な声】

- ・ 学校給食を作ってくれることがうれしい（小学生）
- ・ 大磯産の食べ物で給食を作ってほしい（小学生）
- ・ もっと運動がしたい（小学生・中学生）
- ・ 人間関係や友達関係が不安（中学生）
- ・ クラスで孤立してしまう（中学生）
- ・ いろんな経験や体験がしたい（中学生・高校生・若者）
- ・ 自分たちの意見が言える場や実現できる場があるとよい（高校生）
- ・ こどもひとりひとりの成長をサポートしてほしい（保護者）
- ・ こどもがのびのびできる環境が望ましい（保護者）

保護者
(家庭)

保護者が抱えるさまざまな負担が軽減され、仕事と生活の調和が取れた働き方により、誰もが心豊かな時間を持て、安心して子どもを産み、子育てを通じて、生活に喜びを実感できる町

基本目標2：安心して子どもを産み・育てられる環境づくり

障がいや医療的ケア、不登校、ひとり親、経済的困窮などのさまざまな困難を抱える家庭に対し、ひとりひとりの状況に合わせた多様で継続的な支援体制づくりに取り組みます。

また、保護者の多様な働き方に対応できる保育サービスや子どもを預かる環境の充実・整備など、保護者が主体的に子育てと仕事ができ、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりに取り組みます。

【考え方】

保護者からは、仕事と子育ての両立支援や、子育てに関するさまざまな不安への対応を求める声が多く寄せられています。

これに応えるためには、多様なニーズに対応できる子育てサービスの提供、ゆとりある子育て環境の整備、そして妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。

特に、障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭など、支援が必要な状況に応じたきめ細やかな支援体制の整備が重要と考えます。

【子どもたちや若者、保護者からの主な声】

- ・ 家族と仲良く暮らしたい（小学生）
- ・ いつでも預けられる場所があるとリフレッシュできるのでは（高校生）
- ・ 父親も育休が取りやすくなるとよい（高校生）
- ・ 妊娠や出産に対して不安がある（若者）
- ・ ひとり親での生活や子育てに不安がある（若者）
- ・ 仕事との両立、子育てが大変だから自分の時間がほしい（保護者）
- ・ 子どもが病気のときでも預かってくれる場所があると助かる（保護者）
- ・ 障がいのある子どもでも安心して育てられるようにしてほしい（保護者）

子育て環境
(資源)

家庭でのこどもへの適切な関わりや、保育の専門性、教育の多様化を組み合わせた、快適な子育て環境が整い、こどもひとりひとりの成長を支えられる町

基本目標3：子育てに優しい良好な環境づくり

こどもや若者が健やかに育つ環境として重要な「家庭」「保育」「教育」の各場面において、楽しくわくわくするサービスを提供し、多様な子育てニーズに対応できるよう、それぞれの環境の充実を図るとともに、保護者への情報提供を強化し、子育てに優しい良好な環境づくりに取り組みます。

【考え方】

こどもたちからは、学校施設の老朽化への対応や、興味・関心に合った学習機会の提供などが、一方、保護者からは、保育・教育の質の向上や、子育てに関する情報の発信を求める声が寄せられています。

これに応えるためには、こどもたちの個性や発達段階に合わせ、家庭、保育、教育が連携し、質の高い保育・教育環境、多様な学習機会の提供、家庭での子育て支援など、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりが重要と考えます。

【こどもたちや若者、保護者からの主な声】

- ・ 小学校に遊具が少ない（小学生）
- ・ 学校施設が古い（小学生・中学生）
- ・ 学校のトイレの衛生環境が悪い（中学生）
- ・ 塾に行けないので補習してほしい（中学生）
- ・ 集中して勉強できる場所や自習ができる場所がほしい（高校生）
- ・ 学校にいけない子はどこにも居場所がない（保護者）
- ・ 幼稚園、保育所の空き状況がウェブなどでわかるようにしてほしい（保護者）
- ・ 幼稚園・小学校・中学校で連携して、訪問を増やしてほしい（保護者）
- ・ 保育所や幼稚園でいろんな体験をさせてほしい（保護者）
- ・ こどもが一緒でも行きやすい施設などを紹介してほしい（保護者）
- ・ 子育ての情報がまとまっているホームページや冊子がほしい（保護者）

めざす姿4

地域 (まちづくり)

地域全体が子どもや若者、子育て世帯に関心を持ち、その声をしっかりと聴き、子どもたちの地域参加や居場所の充実を通じて、将来を担う子どもたちの笑顔があふれている町

基本目標4：子ども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

子どもや若者が、安全で安心して地域で過ごせるよう、地域社会全体で、居場所づくりや交通事故・犯罪防止のための見守り、出会いの場の創出、地域への定住など、子ども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくりに取り組みます。

【考え方】

子どもたちや若者からは、出会いや結婚など、将来への不安や、居場所を求める声が多く寄せられています。

また、保護者からは、道路の整備や公園の充実など、子育てしやすい環境づくりへの要望が寄せられています。

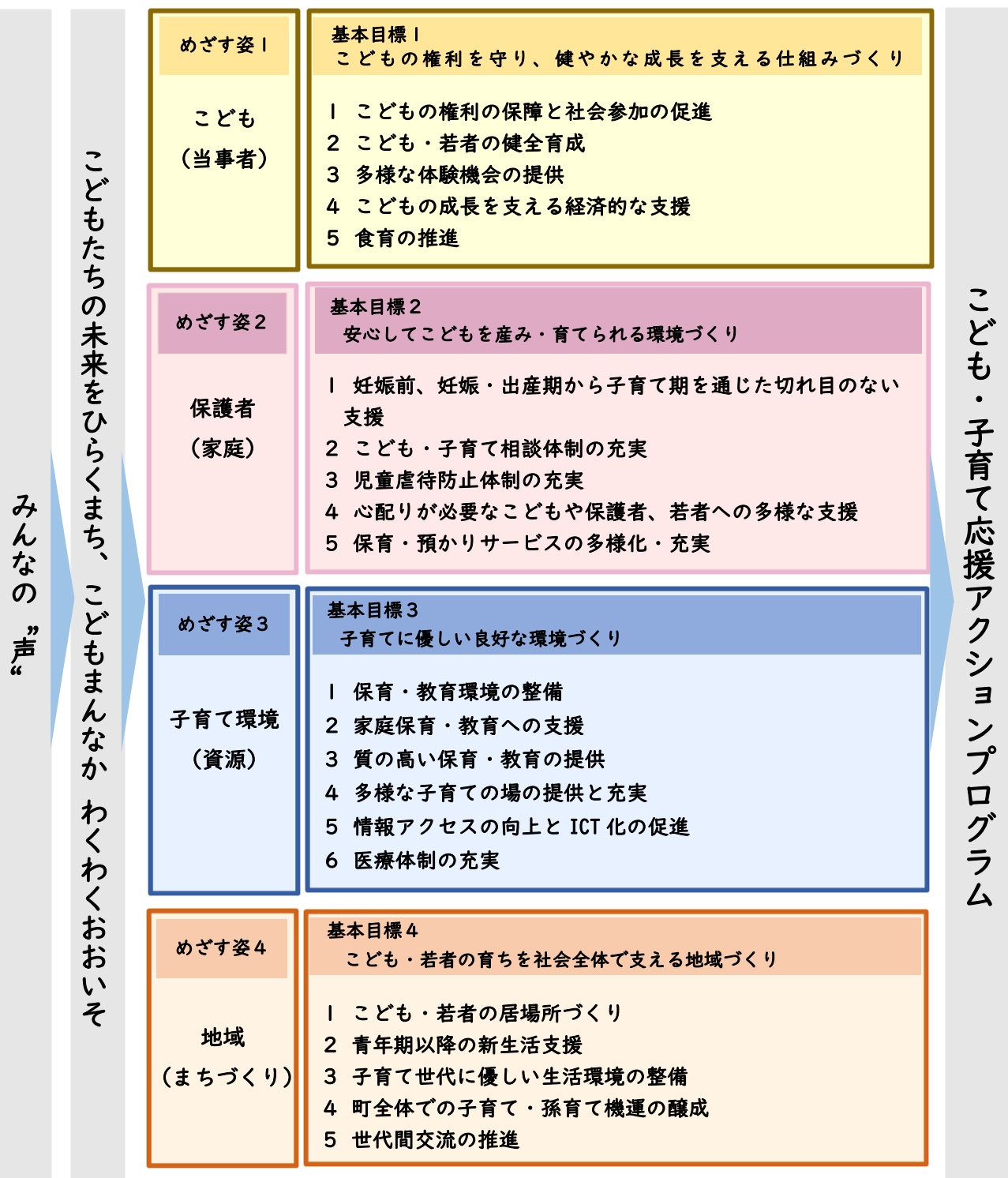
これに応えるためには、地域全体で子ども・子育て支援の重要性を共有し、一体となって子どもたちの健やかな成長を支えることが重要と考えます。

【子どもたちや若者、保護者からの主な声】

- ・ 笑顔で挨拶してくれるのがよい（小学生）
- ・ 道路が暗くて危険、不安（小学生・中学生）
- ・ 公園の遊具を充実させてほしい（小学生・中学生）
- ・ 交通の便をよくしてほしい（中学生・高校生）
- ・ 地域で交流できる機会がほしい（中学生・高校生・若者）
- ・ 自然環境がすばらしい（小学生・中学生・高校生）
- ・ こどもが遊べる場所や施設があると、子育てが充実していると思う（高校生）
- ・ こどもがいる人が町に来やすい、住みやすい環境を整えることが重要（高校生）
- ・ 若者が暮らしたいと思える施策が必要（高校生）
- ・ 安心していられる場所がほしい（高校生・若者）
- ・ 出会いがない、結婚や出産に不安がある（若者）

3 施策の体系

みんなの声を基に設定した「基本理念」及び4つの「めざす姿・基本目標」を受けて、施策の体系を構成します。



KPI（重点業績評価指標）の設定

計画の実行状況を客観的に評価し、より効果的な施策の実施や計画の改善に繋げるための指標として、KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）を設定します。



18歳以下のこどもの数		
実績値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
4,506 人		4,506 人

*年齢別人口統計調査

*P66「こども人口の実績と推計」参照

地域の人口減少と地域活力の縮小を克服し、将来にわたって町の成長力を確保するため、18歳以下のこどもの数を指標として定めます。

年齢別人口統計調査に基づいた、町独自のこどもの人口推計では、18歳以下のこどもの数は、減少傾向となっていますが、さまざまな施策に取り組むことで維持を図ります。



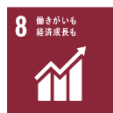
子育て世代の転入世帯数		
実績値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
425 世帯		450 世帯

*年齢別人口統計調査

*P65「子育て世代の転入世帯数」参照

将来的な出生数や出生率の向上に直接的な効果をもち、人口減少に歯止めをかける視点から、転入世帯数を指標として定めます。

39歳以下の子育て世代を含む転入世帯数は増加傾向にありますので、子育て支援の充実などにより、継続的な転入世帯数の増加を図ります。



保育所などの児童受入れ確保数		
実績値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
627 人		786 人

*実績値：町内保育所などの利用園児数

*目標値：町内保育所などの定員数

*P65「保育所など児童受入れ確保数」参照

保育所などへこどもを安心して預けられる環境を整え、子育てと仕事の両立につなげるため、保育所など児童受入れ確保数を指標として定めます。

町内保育所などの利用園児数は、主に幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）において減少傾向にありますが、魅力ある保育・教育を提供することで、受入れ園児数の確保を図ります。

施策のラインナップ記載例

18 ページ以降のライフステージに共通した施策、ライフステージ別の施策における、施策のラインナップ記載例は次のとおりです。

PI5にある基本目標の番号を記載しています。

PI5にある施策の番号を記載しています。

めざす姿・基本目標の色に合わせています。

主な所管課をマークで示しています。
取り組む事業により追加・変更となる場合があります。

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	2	誰でも気軽に相談できる環境の整備 新 こども家庭センター※での相談体制の強化 子育 拡 メールやオンラインなど多様な手段を活用した相談支援 子育

※ こども家庭センター … 妊娠・出産・育児・虐待防止など、こどもに関わるさまざまな課題に対し、関係機関と連携し支援にあたる機関

用語の解説を記載しています。

この計画から、新たに掲載した項目は「**新**」、いままでの施策の拡充や内容の改善をする項目は「**拡**」で示しています。

所管課を示すマークの例示

政策課	政策	総務課	総務	危機管理課	危機
町民課	町民	福祉課	福祉	子育て支援課	子育
スポーツ健康課	スポ	建設課	建設	都市計画課	都市
産業観光課	産業	環境課	環境	学校教育課	学校
生涯学習課	生涯	※ 所管課の名称：令和7年3月1日現在			

1 ライフステージに共通した施策

こどもや若者、子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

また、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期を経て大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことができるよう、全てのライフステージに共通する施策に取り組めます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	1	こどもの権利と社会参加の促進 ● 新 こどもの提案によるまちづくり 子育 ● 拡 こどもの意見を反映する機会の充実 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	2	こどもを守る施策 - こどもの自殺対策 スポ - こどもを災害から守る環境整備 危機 子育 こどもの健全な成長を支える体制づくり - 読書習慣の推進 生涯 学校 - こどもを応援する団体への支援 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	4	こどもの成長を支える経済的な支援 ● 拡 こども医療費などの助成 子育 手当や給付金の支給 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	5	食育の推進 - 規則正しい食生活の推進 スポ 学校 子育 - 地産地消の普及啓発の実施 スポ 産業 学校 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	1	妊娠・出産に向けた支援 新 プレコンセプションケア※の推進 子育

※ プレコンセプションケア … 将来の妊娠を意識して取り組む健康管理

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	2	誰でも気軽に相談できる環境の整備 新 こども家庭センター※での相談体制の強化 子育 拡 メールやオンラインなど多様な手段を活用した相談支援 子育

※ こども家庭センター … 妊娠・出産・育児・虐待防止など、こどもに関わるさまざまな課題に対し、関係機関と連携し支援にあたる機関

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	3	児童虐待の早期発見や支援の連携強化 ・ 児童虐待防止、相談窓口の周知 子育 ・ 児童相談所、医療機関などとの連携強化 子育 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	4	心配りが必要なこどもなどへの支援 新 重層的支援体制※の構築 福祉 子育 新 医療的ケア※が必要なこどもへの支援 子育 学校 福祉 ・ 重度障がい者医療の助成 福祉 ・ ひとり親への支援、貧困対策支援 子育 学校 福祉 ・ 障がいのあるこどもへの切れ目のない支援 福祉 子育

※ 重層的支援体制 … こども・障がい・生活困窮など複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制

※ 医療的ケア … 日常必要とされる呼吸・栄養摂取・排泄などに関わる医療的な生活援助行為

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	1	共働き、共育て※の推進 ・ 子育てに参加する環境づくりの推進 子育

※ 共育て … 男性の育児・家事参画の促進により実現される、男女ともに子育てをする社会のこと

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	5	情報提供体制の充実 ③ 多様な情報発信体制の構築 子育 政策 ③ 電子申請などによる利便性の向上 子育 政策

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	6	医療体制の充実 ・ 救急医療体制の確保 スポ

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	1	みんなの居場所づくりの推進 新 産官学連携※による新たな居場所空間の創出 子育

※ 産官学連携 … 産（企業）・官（行政）・学（学校）が連携しての取り組み

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	3	生活環境の整備の推進 ③ 公園などの維持管理と整備、改修 都市 ・ 公園などのバリアフリー化 都市 ・ 道路などの環境整備 建設 交通安全、防犯対策 ・ 地域での交通安全、防犯活動の推進 町民 ・ 学校と地域などが協力したこどもの見守り活動 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	4	社会で子育てを支える機運醸成 新 こどもまんなか応援サポーターに就任 子育 ③ こどもを中心としたイベントなどの開催 子育 スポ 生涯 ・ 地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成 生涯

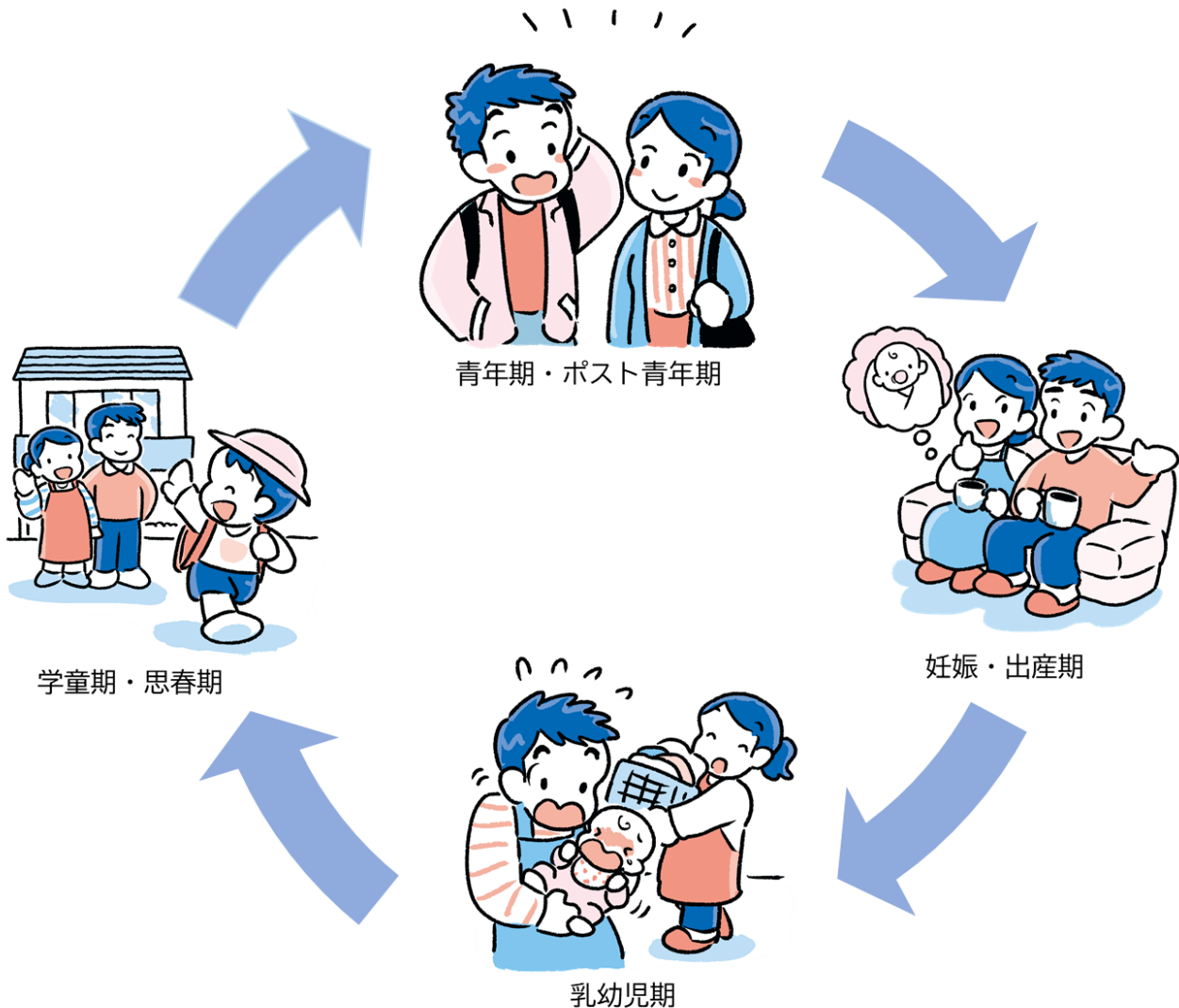
基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	5	こどもの地域内活動の促進 新 こどもの地域活動を支援 産業

2 ライフステージ別の施策

人生の過程では、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど、さまざまなライフステージがあります。それぞれのライフステージ特有の課題があり、それぞれに対応した施策が求められています。

この計画では、こどもや若者、子育て世代がすべてのライフステージにおいて、安心して暮らすことができる町をめざし、切れ目のない支援に取り組めます。

青年期・ポスト青年期を起点とする ライフステージの循環イメージ



青年期／ポスト青年期

自身の人間性が確立し、将来の夢に向けて専門性や職業性などを身に付けるため、進学や就職など自らの可能性を伸ばしていく時期であると同時に、社会的な役割や責任などが生じる時期です。

結婚、妊娠・出産や子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、それぞれの価値観や考え方を尊重することを前提として、若い世代が自ら選択する結婚、妊娠・出産、子育てといったライフイベントにおけるそれぞれの希望を叶えることができるよう、地域社会全体で支えていくことが重要です。

また、ひきこもりや働くことができないなどの若者の自立をめぐる問題が深刻化し、取り巻く社会情勢が厳しい中、若者の社会参加の促進のほか、相談支援などに取り組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	4	家庭での悩みなどへの支援 ● ヤングケアラー※への支援 子育 学校 福祉 生涯 ● ひきこもりへの支援 子育 学校 福祉 生涯

※ ヤングケアラー … 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていることも

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	1	こども・若者の居場所づくりの推進 ● 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育 ・ 地域に根付いたこども・若者の居場所の確保 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	2	若者への新生活の支援 ● 若者の移住・定住支援 政策 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	4	町全体での子育て・孫育て気運の醸成 ● 多世代での近居※を希望する世帯を支援 子育

※ 近居 … 親世帯と子世帯が近い距離に住んでいる状態のこと

妊娠・出産期

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む現代において、妊娠・出産や子育てに対する不安感や孤独感の解消が大きな課題となっており、安心してこどもを産み育てられる体制の重要性が一層高まっています。

妊娠・出産期の心身の不調は、本人だけでなく、こどもの発達や養育不全などのリスクにもつながることから、医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら、妊娠前から、出産、産後に至るまで、相談窓口の設置、情報提供、経済的支援、専門家によるサポートなど、切れ目のない支援を包括的に提供できる体制づくりと支援の充実に取り組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	1	妊娠・出産に向けた支援 ④ 不妊・不育などに悩む方々への支援 子育 母子の健康保持・増進のための取り組み ⑤ 産後ケアの充実 子育 ⑥ 産前・産後ヘルパー派遣の実施 子育 妊娠中・産前産後の心と体の健康保持 子育 出産・育児に関する相談体制の強化 ⑦ こども家庭センターでの専門職による相談支援 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	3	児童虐待防止体制の充実 ⑧ こども家庭センターと関係機関との連携体制の強化 子育 医療機関との情報共有による早期把握や支援 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	6	医療体制の充実 安心してこどもを産み育てられる医療体制の確保 スポ 子育

乳幼児期

こどもの健やかな成長を支えるためには、家庭の子育て力を高め、親が子育てに喜びや生きがいを感じられることが重要です。

すべての子育て家庭が、こどもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、経済的な支援や家庭教育への支援を行うとともに、だれもが気軽に立ち寄り、相談や交流ができる環境づくりに取り組みます。

また、こどもの健全な育成を支える健康管理や相談支援など、安心して子育てができる支援体制の充実に取り組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	3	スポーツ活動の推進 - 保育所や幼稚園などにおける運動の推進 子育 スポ 文化芸術活動の推進 - 保育所や幼稚園などにおける文化芸術活動の推進 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
1	4	経済的な支援 - 保育以外の実費負担への費用助成 子育 - 子育て支援サービス利用における低所得者などへの減免制度の充実 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	1	母子の健康保持・増進のための取り組み - こどもの健康診査や予防接種の実施・充実 子育 - こどもと母親の健康維持・管理 子育 スポ

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	2	誰でも気軽に相談できる環境の整備 新 地域子育て相談機関※における支援体制の充実 子育 - 乳幼児のいる家庭に対する訪問事業の実施 子育 - 保育所や幼稚園などにおける育児相談の実施 子育

※ 地域子育て相談機関 … こども家庭センターと連携し、子育て世帯の相談にあたる機関（めばえ・すくすく）に設置

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	3	児童虐待防止体制の充実 新 こども家庭センターと関係機関との連携体制の強化 子育 新 子育て世帯訪問支援事業※による家庭支援の実施 子育 拡 より良い親子関係の構築の支援 子育 - 子育て短期支援事業※による家庭支援の実施 子育 - 医療機関との情報共有による早期把握や支援 子育

※ 子育て世帯訪問支援事業 … 家事や育児に不安がある子育て世帯を訪問支援員が訪問する事業

※ 子育て短期支援事業 … 保護者の入院、仕事などの理由で、一時的に家庭でこどもを養育できなくなった場合に児童養護施設などで一時的にこどもを養育する事業

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	4	障がいのあるこどもへの支援 拡 発達支援（療育）相談体制の充実 子育 福祉 - 専門職による巡回相談の実施 子育 福祉 相談・支援体制の充実 - 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	5	子育て世代の社会参加への支援 拡 一時預かり事業※の充実、利用促進 子育 拡 ファミリー・サポート・センター事業※の充実 子育

※ 一時預かり事業 … 家庭での保育が一時的に困難になった児童を預かり、保育サービスを実施する事業

※ ファミリー・サポート・センター事業 … 援助会員が依頼会員の子育てを支援する、地域の相互援助活動事業

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	1	施設及び設備の維持管理・更新 - 保育施設及び設備の維持管理・更新 子育 公立園のあり方の検討 - 公立保育所や幼稚園の施設のあり方の検討 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	2	家庭での保育・教育への支援 新 産官学連携による親子の育ちの支援 子育 生涯 相談機能の充実 ・ 保育所や幼稚園などにおける相談環境の充実 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	3	魅力ある保育・教育の充実 拡 こどもの交流促進 子育 ・ 保幼小連携※の推進 子育 学校 ・ 豊かな心をはぐくむ芸術鑑賞の場の提供 子育 生涯 保育・教育体制の資質向上 ・ 保育士や幼稚園教諭の資質向上のための研修の充実 子育 保育士や幼稚園教諭の確保 ・ 保育士や幼稚園教諭の確保 子育

※ 保幼小連携 … 円滑な就学に向けた、保育所・幼稚園と小学校の連携の取り組み

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	4	保護者の就労形態の多様化への対応 拡 延長保育、一時保育、休日保育の実施 子育 拡 病児、病後児保育※の推進 子育 保育所・認定こども園・小規模保育事業所などへの支援 ・ 運営支援による保育内容の充実 子育

※ 病児、病後児保育 … 病氣中、病気の回復期のこどもを保育所や医療機関などの専用空間で保育及び看護ケアを行うサービス

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	5	ICT化による保育環境の向上 拡 保育所などにおける ICT※の導入 子育

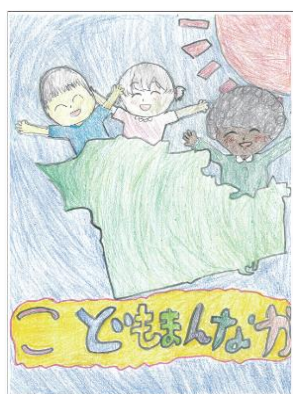
※ ICT … 情報通信技術

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	3	子育てに配慮した環境の整備 拡 公共施設での子育て支援（授乳室、ベビーベッドの設置など） 子育 ・ 安全で通行しやすい歩道や道路の整備 建設

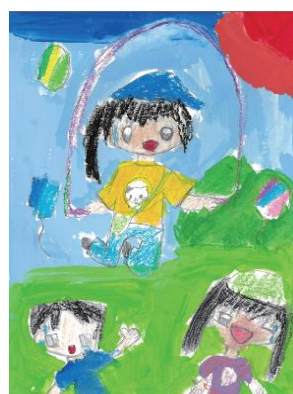
【大磯町こども計画 表紙デザイン応募作品】



秋田 拓海さん



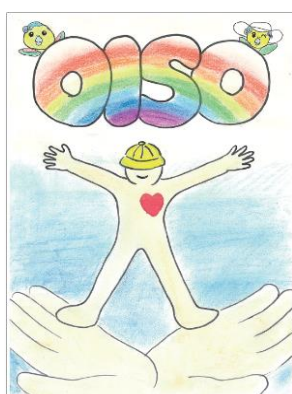
秋田 渚咲さん



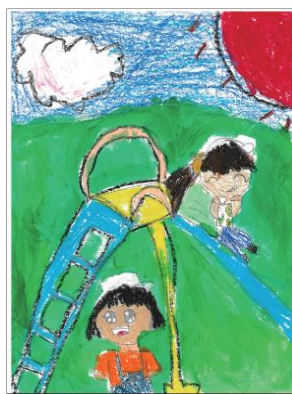
牛見 綾那さん



川島 あかりさん



岸 陽良さん



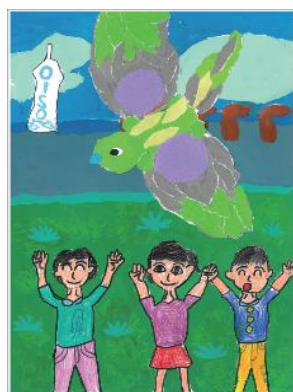
五味 心春さん



杉山 和奏さん



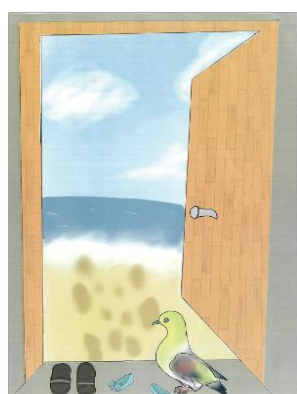
鈴木 麻広さん



中島 紗世子さん



西方 瑞季さん



萩原 沙穂さん



水谷 あかりさん



水谷 秋士さん

学童期

こどもにとって自立心と社会性を育む大切な時期であり、学校生活を通じて、学業だけでなく友人関係も心身の成長に大きな影響を与えます。親や教師は、こどもが自分の気持ちを伝え、困難を乗り越える力を育むサポートが必要です。家庭では、規則正しい生活習慣を身につけさせ、勉強だけでなく、遊びや趣味の時間も大切にすることが求められています。

自ら考え、判断し、行動する力などの「生きる力」を育むことをめざし、調和のとれた成長を促す重要な時期で、学校だけでなく、放課後や課外活動を通して、さまざまな体験の機会を提供し、こどもの豊かな社会性や人間性を育み、自己肯定感の向上に取り組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
Ⅰ	2	こども・若者の健全育成 - 人権教育の推進 福祉 学校 生涯 - 道徳教育の推進 学校 - 環境学習の推進 環境 - 平和学習の推進 総務

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
Ⅰ	3	スポーツ活動の推進 拡 スポーツ活動団体などへの支援 スポ 拡 スポーツ大会や体験の実施 スポ 文化芸術活動の推進 - 文化・芸術体験の機会の提供 学校 生涯 多様な体験機会の提供 - 地域における多様な体験機会の提供 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
Ⅰ	4	こどもの成長を支える経済的な支援 新 小学校給食の無償化 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	2	学校などにおける相談・支援体制の充実 - 援助や支援を行う教育支援室※の運営 学校 - 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 学校 子育 福祉

※ 教育支援室 … 学校へ行けないこどもたちや休みがちになったこどもたちを支援するための教室

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	3	児童虐待防止体制の充実 新 こども家庭センターと関係機関との連携体制の強化 子育 新 児童健全育成のための居場所づくりの推進 子育 新 子育て世帯訪問支援事業による家庭支援の実施 子育 拡 より良い親子関係の構築の支援 子育 ・ 子育て短期支援事業による家庭支援の実施 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	4	学校での悩みへの支援 ・ いじめや不登校への対応 学校 子育 ・ 相談員、スクールカウンセラーの配置 学校 ・ 学校と福祉の連携 学校 福祉 家庭での悩みへの支援 新 ヤングケアラーへの支援 子育 学校 福祉 生涯 新 ひきこもりへの支援 子育 学校 福祉 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	1	放課後児童対策の充実 拡 放課後児童クラブ（学童保育）の活動内容の充実 子育 拡 放課後児童クラブ（学童保育）施設の整備 子育 学校施設及び設備の維持管理・更新 ・ 学校施設及び設備の維持管理・更新 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	3	教諭の資質向上と魅力ある教育の充実 新 研修体制の充実、こども同士の交流促進 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	1	こども・若者の居場所づくりの推進 新 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育 新 地域でのこどもの居場所づくり 子育 福祉 拡 放課後子ども教室の拡充 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	3	交通安全、防犯対策 ・ 通学路の安全確保 学校 ・ 学校での防犯、交通安全対策の推進 学校

思春期

こどもは思春期になると、心身ともに大きな変化が起こります。自分らしさや、自己表現など、自分を確立させる時期となります。

この時期には、親の役割がサポートから信頼へと変わり、こどもが自分で意思決定を行う場面が増えます。学校や部活動、友人との人間関係がさらに重要となり、そのストレスなどへの対処法を教えることが求められます。

家庭では、親子間のコミュニケーションを大切にし、こどもの気持ちに寄り添い、否定せずに受け止めるなど開かれた対話を通じてサポートすることが重要です。

こども・若者の視点に立った施策を実施することで、誰一人取り残すことがないように、学校だけでなく、学校以外の居場所、地域、オンラインでの交流など、それぞれが置かれた状況に応じた多様な居場所づくりを推進し、こどもたちの健全な育成支援に取り組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
I	2	こども・若者の健全育成 - 人権教育の推進 福祉 学校 生涯 - 道徳教育の推進 学校 - 思春期特有の課題に対する教育、情報提供 学校 スポ - 環境学習の推進 環境 - 平和学習の推進 総務

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
I	3	スポーツ活動の推進 新 大磯式部活動の実施 学校 拡 スポーツ活動団体などへの支援 スポ 文化芸術活動の推進 - 文化・芸術体験の機会の提供 生涯 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
I	4	こどもの成長を支える経済的な支援 中学生への昼食補助 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	2	学校などにおける相談・支援体制の充実 ・ 援助や支援を行う教育支援室の運営 学校 ・ 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 学校 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	3	児童虐待防止体制の充実 新 こども家庭センターと関係機関との連携体制の強化 子育 新 児童健全育成のための居場所づくりの推進 子育 新 子育て世帯訪問支援事業による家庭支援の実施 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
2	4	学校での悩みへの支援 ・ いじめや不登校への対応 学校 子育 ・ 相談員、スクールカウンセラーの配置 学校 ・ 学校と福祉の連携 学校 福祉 家庭での悩みへの支援 新 ヤングケアラーへの支援 子育 学校 福祉 生涯 新 ひきこもりへの支援 子育 学校 福祉 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	1	学校施設及び設備の維持管理・更新 拡 学校施設及び設備の維持管理・更新 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
3	3	教諭の資質向上 ・ 教諭の資質向上、研修体制の充実 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	1	こども・若者の居場所づくりの推進 新 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取り組み
4	3	交通安全、防犯対策 ・ 通学路の安全確保 学校 ・ 学校での防犯、交通安全対策の推進 学校

第4章

量の見込みと確保方策

この計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

令和5年度に実施した「大磯町子ども・子育てニーズ調査」の結果や各事業の利用実績などを踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査の結果などから算出します。算出結果が現状の実績値や町の地域特性との整合性を検証しながら、必要に応じて補正を行い算出します。

確保方策

量の見込みを確保するための方策として、確保方策の目標数値と今後の確保方策の内容を記載します。

提供区域の設定

「量の見込みと確保方策」を設定する範囲は、現在の教育・保育事業における幼稚園や保育所などの利用実態が広域的に利用されていることなどから、国が示す事業において、町全体を1つの区域として設定します。

ただし、放課後児童クラブにおいては、相互利用がなく、明確に区分ができることから2つの区域（大磯地区・国府地区）で設定します。

乳幼児期の教育・保育

必要な教育・保育が適切に受けられるよう、必要な保育の量を算出し、保育所などの整備や人員の確保などを定めることになっています。

- ☐ 1号認定（幼稚園等（3～5歳））
- ☐ 2号認定（保育所等（3～5歳））
- ☐ 3号認定（保育所等（0～2歳））

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に提供することが可能な施設です。

町では、保護者の働き方が多様化するなか、保護者が安心して働ける環境を提供するため、引き続き、認定こども園の活用を進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保と資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育は、すべてのこどもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士などの人材確保及び資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭や保育士などの人材確保に向けた施策の推進や、公私・施設類型を超えた各種研修の実施の検討など、人材育成の充実を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期です。乳幼児期の発達の連続性や体験の多様性と関連性の理解に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

そのなかで、幼稚園や保育所などでの生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校への円滑な接続の推進に取り組むとともに、配慮が必要なこどもたちをはじめ、多様なこどもたちの健やかな成長を支えるための体制づくりに取り組みます。

また、地域子ども・子育て支援事業により、妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の確保や、こども・子育て相談体制の充実などを行うことで、地域社会全体で子育てを支えてくことが重要です。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

こども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と3歳未満の保育を地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所などの地域型保育事業が相互に連携し、補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。

このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考え、施設の事務負担などに配慮します。

また、特定子ども・子育て支援施設などの確認や公示、指導監督などの法律に基づく事務の執行や権限の行使について神奈川県とも連携し、事業の円滑な実施を図ります。

3 乳幼児期の教育・保育

1号認定：幼稚園等（3～5歳）

幼稚園、認定こども園で、満3歳以上の教育標準時間認定のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率などをもとに算出しています。

		令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		334 人	268 人	259 人	269 人	251 人	220 人
② 確保方策	幼稚園 (施設型給付：公立)		300 人	300 人	150 人	150 人	150 人
	幼稚園 (施設型給付：私立)		45 人	45 人	55 人	55 人	55 人
	認定こども園 (施設型給付：公立)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 (施設型給付：私立)		51 人	51 人	115 人	115 人	115 人
	小計		396 人	396 人	320 人	320 人	320 人
需給差 (② - ①)			128 人	137 人	51 人	69 人	100 人

※ 令和6年度実績：4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

町立幼稚園の園児数が減少傾向にあるなかで、待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズなどを注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討します。

2号認定：保育所等（3～5歳）

保育所、認定こども園で、保育の必要性がある満3歳以上のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率などをもとに算出しています。

		令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		288 人	280 人	283 人	264 人	261 人	244 人
② 確保方策	認可保育所（公立）	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人
	認可保育所（私立）	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	認定こども園 （幼保連携型：公立）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）	85 人	85 人	137 人	137 人	137 人	137 人
	幼稚園 ※Ⅰ （施設型給付：公立）	40 人	40 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	幼稚園 ※Ⅰ （施設型給付：私立）	15 人	15 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	小計	272 人	272 人	284 人	284 人	284 人	284 人
需給差（② - ①）		▲8 人	▲11 人	20 人	23 人	40 人	

※ 令和6年度実績：4月1日時点の利用児童数

※Ⅰ 幼児期の学校教育（幼稚園）での利用希望

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズなどを注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討します。

● 3号認定：保育所等（0～2歳）

保育所、認定こども園、小規模保育事業などで、保育の必要性がある満3歳未満のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率などをもとに算出しています。

		令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0歳	26人	25人	24人	23人	22人	21人
	1歳	66人	57人	56人	55人	55人	56人
	2歳	86人	97人	85人	83人	84人	84人
	小計	178人	179人	165人	161人	161人	161人
② 確保方策	認可保育所 (公立)	0歳	5人	5人	5人	5人	5人
		1歳	5人	5人	5人	5人	5人
		2歳	18人	18人	18人	18人	18人
	認可保育所 (私立)	0歳	12人	12人	12人	12人	12人
		1歳	18人	18人	18人	18人	18人
		2歳	20人	20人	20人	20人	20人
	認定こども園 (幼保連携型： 公立)	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園 (幼保連携型： 私立)	0歳	11人	11人	20人	20人	20人
		1歳	19人	19人	31人	31人	31人
		2歳	23人	23人	41人	41人	41人
	小規模保育 事業A型	0歳	7人	7人	2人	2人	2人
		1歳	11人	11人	5人	5人	5人
		2歳	12人	12人	5人	5人	5人
	小計	0歳	35人	35人	39人	39人	39人
		1歳	53人	53人	59人	59人	59人
		2歳	73人	73人	84人	84人	84人
	合計		161人	161人	182人	182人	182人
需給差 (② - ①)		0歳	10人	11人	16人	17人	18人
		1歳	▲4人	▲3人	4人	4人	3人
		2歳	▲24人	▲12人	1人	0人	0人
		計	▲18人	▲4人	21人	21人	21人

※ 令和6年度実績：4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズなどを注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討します。

【0～2歳の保育利用率】

待機児童対策を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数の推計	461人	415人	396人	381人	371人
確保方策	161人	161人	182人	182人	182人
保育利用率（目標値）	34.9%	38.8%	46.0%	47.8%	49.1%

4 地域子ども・子育て支援事業

子育て中の家庭を地域全体で支えるためのさまざまな事業で、一時預かりや子育て相談、親子の遊び場など、多様なサービスが含まれます。子ども・子育て支援法では、地域のニーズを踏まえて量の見込みを算出し、確保方策を定めることで、子育て中の家庭が安心して子育てできる環境づくりをめざします。

- ☐ 妊婦等包括相談支援事業（P38）
- ☐ 妊婦健康診査（P38）
- ☐ 産後ケア事業（P39）
- ☐ 利用者支援事業【こども家庭センター型】（P39）
- ☐ 養育支援訪問事業（P40）
- ☐ 乳児家庭全戸訪問事業（P40）
- ☐ 利用者支援事業【基本型】（P41）
- ☐ 地域子育て支援拠点事業（P41）
- ☐ 一時預かり事業【幼稚園型・一般型】（P42）
- ☐ 延長保育事業（P43）
- ☐ 病児・病後児保育事業（P43）
- ☐ 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】（P44）
- ☐ 多様な主体の参入促進事業（P44）
- ☐ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（P44）
- ☐ 子育て世帯訪問支援事業（P45）
- ☐ 親子関係形成支援事業（P45）
- ☐ 子育て短期支援事業（P46）
- ☐ ファミリー・サポート・センター事業（P46）
- ☐ 要保護児童等支援事業（P47）
- ☐ 児童育成支援拠点事業（P47）
- ☐ 放課後児童クラブ【学童保育事業】（P48）



妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産期

妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績から推測される出生数に1組あたりの面談回数（3回）を掛けて算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	135 件	124 件	118 件	112 件	106 件	101 件
	1組あたり面談数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	実施回数	405 回	372 回	354 回	336 回	318 回	303 回
確保方策	実施回数	—	372 回	354 回	336 回	318 回	303 回

【確保方策の内容】

こども家庭センターの母子保健コーディネーター（保健師・助産師などの専門職）を中心に、妊娠から出産後、子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。



妊婦健康診査

妊娠・出産期

妊婦や胎児の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、① 健康状態の把握、② 検査計測、③ 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するための補助券を交付し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

【量の見込み・確保方策】

実績から推測される出生数に、妊婦健診の平均補助回数を掛けて算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	1,461 人	1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人
確保方策	年間延利用者数	—	1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人

【確保方策の内容】

医療機関に委託して実施しています。また、委託契約していない医療機関などで受診した場合でも、本人負担が生じないよう、償還払い制度を利用することができます。



産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

町では、「アウトリーチ（訪問）型」「デイサービス（通所）型」「ショートステイ（宿泊）型」を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

実績から推測される産婦の数に利用見込率及び一人あたりの平均利用日数を掛けて算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	173 人	200 人	217 人	232 人	244 人	232 人
確保方策	年間延利用者数	—	200 人	217 人	232 人	244 人	232 人

【確保方策の内容】

希望するすべての妊婦が利用できるよう委託先を拡充するなど、産後ケア事業を安定的に運営します。



保健師や助産師、子ども家庭支援員を中心に、妊娠・出産・育児・虐待など、こどもに係るさまざまな課題に一体的に取り組む事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和6年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	実施か所数	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※ 令和6年度実績：4月1日時点の実施か所数

【確保方策の内容】

令和6年度に設置した「こども家庭センター」で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない相談支援を行います。



養育支援訪問事業

妊娠・出産期

乳幼児期

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね1年程度）の家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）に委託先の看護師が訪問し、継続して養育に関する指導、助言などを行うことにより、その家庭での適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	2人	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	年間延利用者数	—	12人	12人	12人	12人	12人

【確保方策の内容】

産科・小児科・精神科などの看護に精通する看護職が在籍する民間事業者に委託しており、今後もこの体制を確保します。



乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児期

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、育児についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績から推測される出生数に対し、全件訪問するものとして算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間利用者数	128人	124人	118人	112人	106人	101人
確保方策	年間利用者数	—	124人	118人	112人	106人	101人

【確保方策の内容】

新生児のいるすべての家庭を訪問し、助産師や保健師などの専門職員によるきめ細かい対応を行える体制を確保します。



利用者支援事業【基本型】

乳幼児期

専門職である子育てコンシェルジュが、子育て支援総合センター・子育て支援センターで実施する「つどいの広場」を拠点としながら出張相談などを行い、子育て期の様々な悩みごと・困りごとなどについて、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	実施か所数	—	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策の内容】

保育士などの資格を持つ子育てコンシェルジュを雇用し、相談体制の充実を図りながら、きめ細かい対応を行える体制を確保します。



地域子育て支援拠点事業

乳幼児期

子育て中の親子の交流を促進し、子育ての孤立感を解消し地域で子育てを支えるため、子育て支援総合センター・子育て支援センターで「つどいの広場」を実施する事業です。あわせて、令和6年度より両センターを「地域子育て相談機関」として位置づけ、相談機能を強化しています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	12,001人	11,745人	11,617人	11,489人	11,361人	11,233人
確保方策	年間延利用者数	—	11,745人	11,617人	11,489人	11,361人	11,233人
	拠点数	—	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策の内容】

事業の運営や子育て相談に応じる子育てアドバイザーを雇用し、こども家庭センターを補完する拠点として、今後も2か所で実施体制を確保します。



家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

<幼稚園型>

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、算出しています。令和9年度以降は、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行予定のため、減少を見込んでいます。

	指標	区分	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	1号認定	9,686人	10,286人	10,586人	7,926人	8,226人	8,526人
		2号認定	660人	660人	660人	420人	420人	420人
		計	10,346人	10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人
確保方策	年間延利用者数		—	10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人

【確保方策の内容】

現在5か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービス体制を確保します。

<一般型>

保護者の断続的・短時間の就労や傷病、冠婚葬祭、または育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。令和9年度以降は、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行して実施施設を1施設増やす予定のため、増加を見込んでいます。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	1,769人	2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人
確保方策	年間延利用者数	—	2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人

【確保方策の内容】

現在2か所で実施していますが、実施施設数の増加を進め、より利用しやすいサービス体制を確保します。



延長保育事業

乳幼児期

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	8,566人	7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人
確保方策	年間延利用者数	—	7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人

【確保方策の内容】

現在6か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービス体制を確保します。



病児・病後児保育事業

乳幼児期

乳幼児が病期中、または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関などに付設された専用スペースなどで保育及び看護ケアを行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	60人	66人	68人	71人	74人	77人
確保方策	年間延利用者数	—	66人	68人	71人	74人	77人

【確保方策の内容】

現在1か所で病後児保育事業を実施しており、就労する保護者のニーズに対応しながら、このサービス体制を確保します。

病児保育事業の実施にあたっては、ニーズを注視し、必要に応じサービス体制の検討を行います。



乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】

乳幼児期

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、就労の有無にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の保育所などを利用していないこどもを、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点などで預かりを行う事業です。町では令和8年度から実施予定としています。

【量の見込み・確保方策】

国の示す算出方法にもとづき、未就園児全員が最大 10 時間利用した場合の月の必要定員数を算出しています。

指標		令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要定員数)	0歳児	—	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
	1歳児	—	5人/月	5人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	2歳児	—	5人/月	4人/月	3人/月	3人/月	3人/月
確保方策 (必要定員数)	0歳児	—	—	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
	1歳児	—	—	5人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	2歳児	—	—	4人/月	3人/月	3人/月	3人/月

【確保方策の内容】

令和8年度の事業開始に向けて、受入れ体制の確保などの準備を進めます。



多様な主体の参入促進事業

乳幼児期

保育所や幼稚園といった従来の施設だけでなく、企業やNPOなどのさまざまな主体が子ども・子育て支援事業に参入しやすくするための取り組みです。地域の実情や保護者のニーズに合わせた多様なサービスを提供できるよう、多様な事業者のノウハウを活用した教育・保育施設などの設置や運営への新規参入を促進するための支援を行う事業です。



実費徴収に係る補足給付を行う事業

乳幼児期

低所得世帯などのこどもが、保育所などを利用した際に、保育料とは別にサービス提供に必要な経費を保護者が支払った場合、実費徴収に係る費用の一部を保護者や保育所などに補填する事業です。



子育て世帯訪問支援事業

乳幼児期

学童期

訪問支援員（ヘルパー）が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育ての支援を行い、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込み・確保方策】

子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	—※	94 人	92 人	89 人	87 人	84 人
確保方策	年間延利用者数	—	94 人	92 人	89 人	87 人	84 人

※この事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

希望者が安心して利用できるよう、事業者へ委託し実施体制を確保します。



親子関係形成支援事業

乳幼児期

学童期

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間実利用者数	4 人	10 人	10 人	10 人	10 人	9 人
確保方策	年間実利用者数	—	10 人	10 人	10 人	10 人	9 人

【確保方策の内容】

利用できる対象の拡大とコース数を増やすことで、支援体制を充実します。



子育て短期支援事業

乳幼児期

学童期

保護者の疾病などの理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などで必要な保護（ショートステイ）及び、夜間養護（トワイライツステイ）などを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」のニーズ量を承継しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (ショートステイ)	年間延利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
量の見込み (トワイライツステイ)	年間延利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策 (ショートステイ)	年間延利用者数	—	0人	1人	1人	1人	1人
確保方策 (トワイライツステイ)	年間延利用者数	—	0人	1人	1人	1人	1人

【確保方策の内容】

事業の担い手となりえる事業者と協議を重ね、支援体制を確保します。



ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児期

学童期

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（援助会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延利用者数	502人	542人	562人	582人	602人	622人
確保方策	年間延利用者数	—	542人	562人	582人	602人	622人

【確保方策の内容】

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用した事業の周知や、援助会員へのアンケート実施などにより、援助会員を確保します。



要保護児童等支援事業

乳幼児期

学童期

思春期

こども家庭センターにおいて、子育てに関わる相談を受け付け、支援をするとともに、虐待を受けていたり、その疑いがあるこどもの早期発見や支援をするため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して情報交換と支援方法の協議を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

令和6年度にこども家庭センターを設置し、ケースごとのリスクの再評価を行ったことにより、令和5年度まで「要支援児童」として計上していた一部は、「こども家庭センター相談受理ケース」に切り替え支援をしています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	相談受理数※	204 人	219 人	230 人	241 人	252 人	264 人
確保方策	相談受理数	—	219 人	230 人	241 人	252 人	264 人

※相談受理数には、要保護（支援）児童を含む

【確保方策の内容】

こども家庭センターの統括支援員・保健師・子ども家庭支援員を中心に、必要な家庭に対するきめ細かい相談・支援体制を確保します。



児童育成支援拠点事業

学童期

思春期

養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などに対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭に対し生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の状況に応じた支援を行うことにより虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

子ども家庭支援員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間実利用者数	—※	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策	年間実利用者数	—	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人

※この事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

事業の担い手となりえる事業者と協議を重ね、支援体制を確保します。



就労などにより昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を用意して、その健全な育成を図る事業です。

町では、引き続き、大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2か所で実施します。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

指標		令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用数)	1年生	105 人	97 人	100 人	89 人	94 人	107 人
	2年生	87 人	97 人	93 人	98 人	90 人	96 人
	3年生	63 人	68 人	73 人	68 人	69 人	62 人
	4年生	36 人	37 人	39 人	40 人	36 人	35 人
	5年生	22 人	22 人	23 人	24 人	25 人	23 人
	6年生	12 人	10 人	9 人	7 人	6 人	4 人
	計	325 人	331 人	337 人	326 人	320 人	327 人
確保方策 (実利用数)	大磯	低学年	161 人	164 人	157 人	155 人	163 人
		高学年	39 人	41 人	42 人	38 人	36 人
		小計	200 人	205 人	199 人	193 人	199 人
	国府	低学年	101 人	102 人	98 人	98 人	102 人
		高学年	30 人	30 人	29 人	29 人	26 人
		小計	131 人	132 人	127 人	127 人	128 人
	計	低学年	262 人	266 人	255 人	253 人	265 人
		高学年	69 人	71 人	71 人	67 人	62 人
		小計	331 人	337 人	326 人	320 人	327 人

【確保方策の内容】

施設の維持や改修、整備をすることで、供給量及び快適な保育空間の確保を進めます。

5 放課後児童対策パッケージ

令和6年12月にこども家庭庁と文部科学省が、放課後児童クラブにおける待機児童の解消策や全てのこどもが放課後を安心・安全に過ごすための強化策などを取りまとめた「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、放課後児童クラブや朝の子どもの居場所づくり事業、放課後子ども教室などの放課後児童対策に取り組めます。

6 任意記載事項

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、任意記載事項となっている以下の項目についても重要な取り組みとして事業を推進します。

■ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、整備を行います。

■ こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がいのあるこどもや医療的ケア児への支援策の充実など、県が行う施策と連携を図り、各関係機関との連携強化に努めます。

■ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭の調和の実現のための働き方をより推進するために、県や関係団体などと連携しながら、ワークライフバランスの推進や、こどもまんなかの機運醸成に努めます。

■ 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

それぞれのこどもの特性や家庭状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（こども家庭センター、地域子育て相談機関、認定こども園、幼稚園、保育所、医療機関、小学校、中学校、高等学校、児童相談所、保健福祉事務所、地域子ども・子育て支援事業実施事業者など）の連携強化に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

この計画の実効性を確保するために、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施します。実施方法は、別に定める実施計画において、その結果を次年度に向けた取り組みの見直しに反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また、『大磯町子ども・子育て会議』において、この計画及び実施計画の進行管理を行い、施策に対する意見・提言をいただき反映させます。



2 積極的な情報発信と多様な情報提供体制

多くの施策を実効性のあるものにするため、必要な人に必要な情報が届くこと、こどももみんなが社会の実現のため、こどもや若者、子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め行動に移していくことはとても重要です。

また、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための機運醸成に向けた情報発信・情報提供体制の整備に取り組みます。

3 自然環境を守ること

こども・子育て支援は、施策を充実させるだけでは成り立ちません。町が持つ豊かな自然環境は、こども・若者、子育て世代にとってとても魅力的です。

この美しい自然を次の世代へと引き継ぎ、こどもたちが安心して健やかに育つためには、大人の役割も重要です。

大磯町の自然を守り、活かすことは、こどもたちの未来を守ることでもあります。地域全体で協力し、豊かな自然の中でこどもたちが笑顔で育つことができるよう、みんなで町の自然環境を守りましょう。

大磯町子ども・子育て会議

この計画は、大磯町子ども・子育て会議への諮問・答申を経て作られ、今後は、この会議で事業の進行管理を行っていきます。

大磯町子ども・子育て会議規則

平成25年3月29日大磯町規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項に関すること。

(2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

(1) 教育・保育等の関係者

(2) 幼稚園又は保育園の関係者

(3) 保健福祉関係者

(4) 公募町民

(5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に関開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（令和5年5月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

大磯町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年8月21日～令和8年8月20日

氏名	所属/役職	会議規則第3条の区分
成田 麻紀	大磯町立大磯小学校 校長	(1)教育・保育等の関係者
立花 ますみ	神奈川県立大磯高等学校 校長	(1)教育・保育等の関係者
望月 展弘	星槎学園高等部湘南校 校長	(1)教育・保育等の関係者
松井 節子	大磯町青少年指導員連絡協議会 委員	(1)教育・保育等の関係者
高橋 明子	高橋母乳相談室 代表	(1)教育・保育等の関係者
高橋 聡子	認定こども園あおばと 園長	(2)幼稚園又は保育園の関係者
芝 園枝	社会福祉法人恵伸会サンキッズ国府 園長	(2)幼稚園又は保育園の関係者
加藤 敦子	そだちサポート Mana 代表	(3)保健福祉関係者
(副会長) 佐藤 和宏	神奈川県平塚児童相談所 子ども支援第一課長	(3)保健福祉関係者
望月 真里子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課長	(3)保健福祉関係者
加藤 恭子	大磯町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	(3)保健福祉関係者
金子 智紀	公募町民	(4)公募町民
石井 彩	公募町民	(4)公募町民
(会長) 尾里 育士	東海大学児童教育学部児童教育学科 教授	(5)町長が必要と認める者



<答申の様子>

令和 7 年 1 月 21 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町子ども・子育て会議

会長 尾里 育士



(仮称)大磯町こども計画について(答申)

令和 6 年 9 月 20 日付け磯子第 318 号にて諮問を受けた「(仮称)大磯町こども計画」について、当会議において慎重に審議した結果、大磯町子ども・子育てニーズ調査やこどもや若者、子育て当事者の「声」を聴いた事項が、十分に反映されており、その内容はおおむね適切であると判断し、答申します。

なお、今後の計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

記

1 「こども」について

こども・若者が、意見を積極的に表明できる機会の創出とそれが反映される仕組みを構築するとともに、心身が健やかに成長できるよう、安全で安心して過ごせる環境を整えること。

2 「保護者」について

保護者の多様なニーズに対応できる子育てサービスの提供、ゆとりある子育て環境の整備、そして妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制を整えること。

3 「子育て環境」について

質の高い保育・教育環境、多様な学習機会の提供、家庭での子育て支援など、こども・若者が健やかに成長できる環境を整えること。

4 「地域」について

地域全体でこども・子育て支援の重要性を共有し、一体となってこども・若者の健やかな成長を支える体制を整えること。

5 計画の推進について

計画の推進にあたっては、継続的に主体性を持つこども・若者の「声」を聴き、反映するとともに、事業の見直し、改善を図ること。

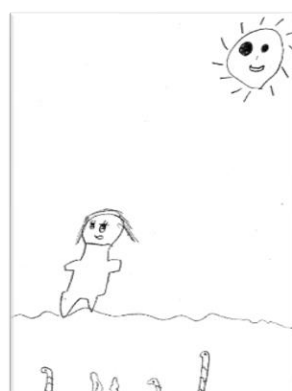
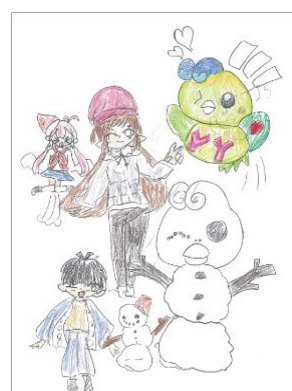
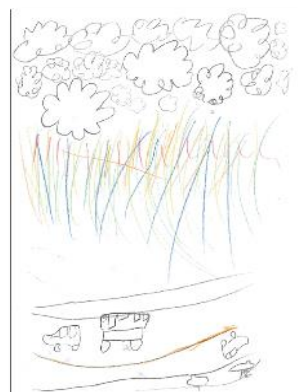
以上

計画策定の経過

年度	日付	概要
令和5年度	8月8日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	10月25日	福祉文教常任委員会協議会
	12月15日	第2回大磯町子ども・子育て会議（書面会議）
	12月28日～	大磯町子ども・子育てニーズ調査 （～令和6年1月24日）
	令和6年 1月26日～	大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査 （～2月13日）
	3月28日	第3回大磯町子ども・子育て会議
令和6年度	5月1日～	こどもや若者、子育て当事者の“声”の聞取り （～8月31日）
	5月7日	第2回政策会議
	5月13日	福祉文教常任委員会協議会
	5月16日	第2回教育委員会定例会
	6月14日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	8月8日	福祉文教常任委員会協議会
	8月22日	第5回教育委員会定例会
	9月18日	第5回政策会議
	9月20日	第2回大磯町子ども・子育て会議（諮問）
	10月20日	第3回大磯町子ども・子育て会議
	11月11日	大磯町こども計画表紙デザイン募集
	12月7日・14日	大磯こどもサミットに係るこども協力員打合せ会
	12月16日	福祉文教常任委員会協議会
	12月19日	第9回教育委員会定例会
	12月21日	大磯こどもサミット（大磯こどもサミット行動宣言） 「大磯町こども計画」パブリックコメント （～令和7年1月20日）
	令和7年 1月21日	第4回大磯町子ども・子育て会議（答申）
	1月23日	第10回教育委員会定例会
	1月24日	福祉文教常任委員会協議会
	2月4日	第11回政策会議
	3月27日	第5回大磯町子ども・子育て会議

【大磯町こども計画 表紙デザイン応募作品】

学童保育での取り組みの一つとして作品を作成し、応募してくれました。



第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができず。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさせられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによく知らない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国がてき手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっているのうりよく、さいだいげんじんけん、へいわかんきょうをまもることなどを学ぶためのものです。



第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり動かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。



第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。



第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



1 国の動向

(1) こども基本法の制定

令和5年4月1日、「子どもの権利を守る法律」として、こども基本法が施行されました。こどもの生活や権利が十分に守られていない状況で、若い世代の中でも「こどもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっています。

国は、こどもの利益を一番に考え、こども関連の取り組みを国の中心に据えることが重要という認識からこども基本法を制定しました。

(2) こども大綱の閣議決定

こども基本法第9条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

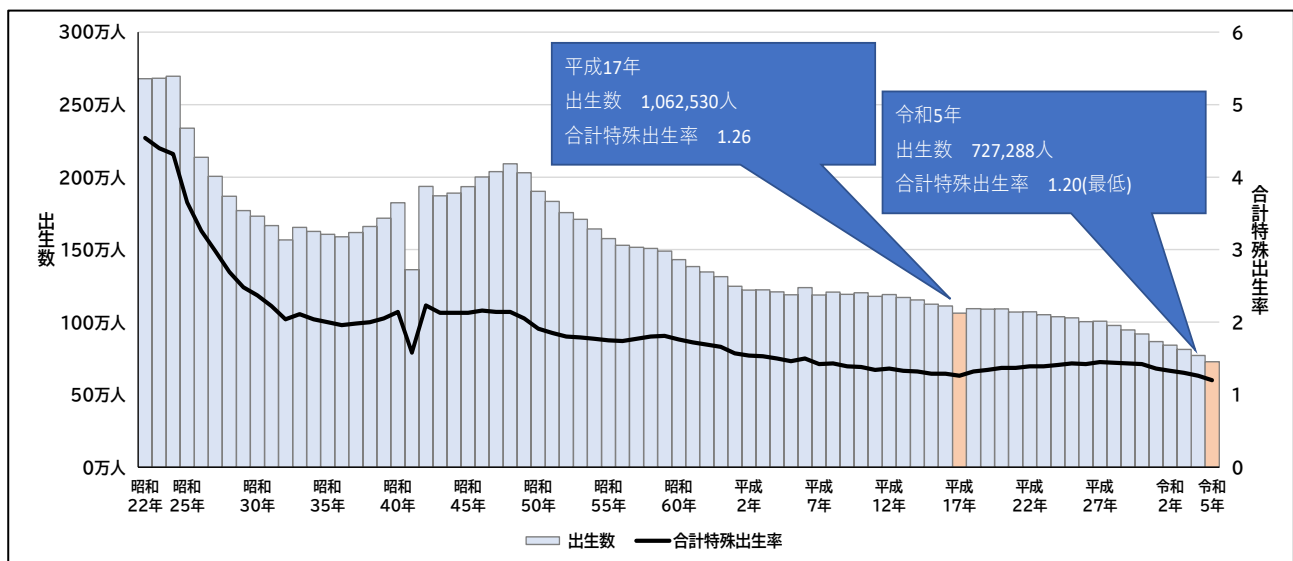
こども大綱では「こども」から「こどもや若者」と対象が広げられ、「若者」については20代、30代を中心とする若い世代とされています。

(3) 止まらない少子化

国における出生数は減少傾向で推移しており、令和5年には727,288人となっています。

また、合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録して以降増加傾向に転じていましたが、平成27年以降再び減少に転じ、令和5年には過去最低の1.20となり、人口維持に必要とされる2.07とは大きな隔たりがあります。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



出典) 厚生労働省人口動態統計

2 大磯町の現状

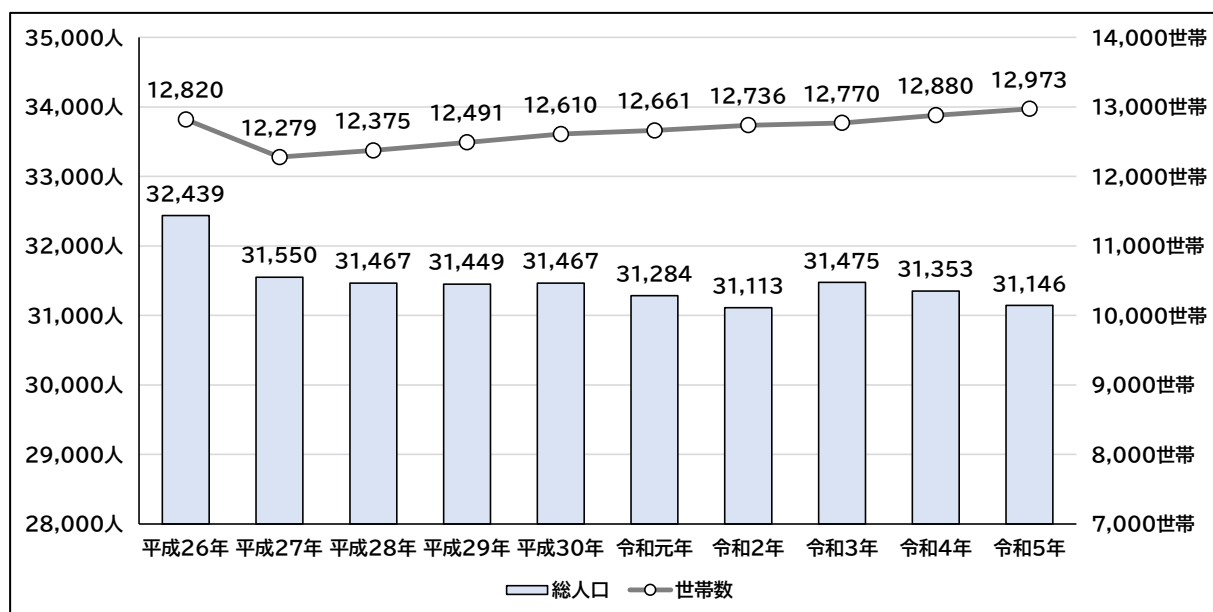
(1) 人口・世帯などの推移

町の人口（各年 10 月 1 日現在）は、平成 26 年以降減少傾向でしたが、令和 3 年に増加に転じ、その後はまた減少しています。令和 5 年の人口総数は 31,146 人となっています。

世帯数は、平成 27 年以降、増加が続いており、令和 5 年は 12,973 世帯となっています。

人口は微減傾向に対して、世帯数は増加傾向のため、1 世帯あたりの人員は減少しており、平成 27 年の 1 世帯あたり人員 2.57 人から令和 5 年には 2.40 人となっています。

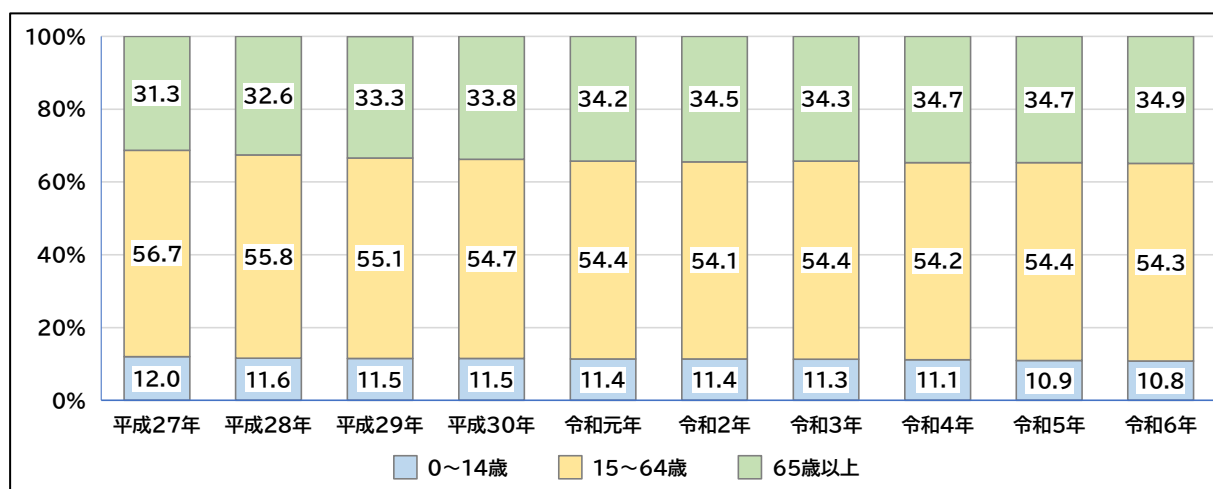
大磯町 人口と世帯の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

町の年齢 3 区分別人口構成の推移では、年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15~64 歳)の割合が減少する一方で、老年人口(65 歳以上)の割合が増加しています。

大磯町 年齢 3 区分別人口構成の推移

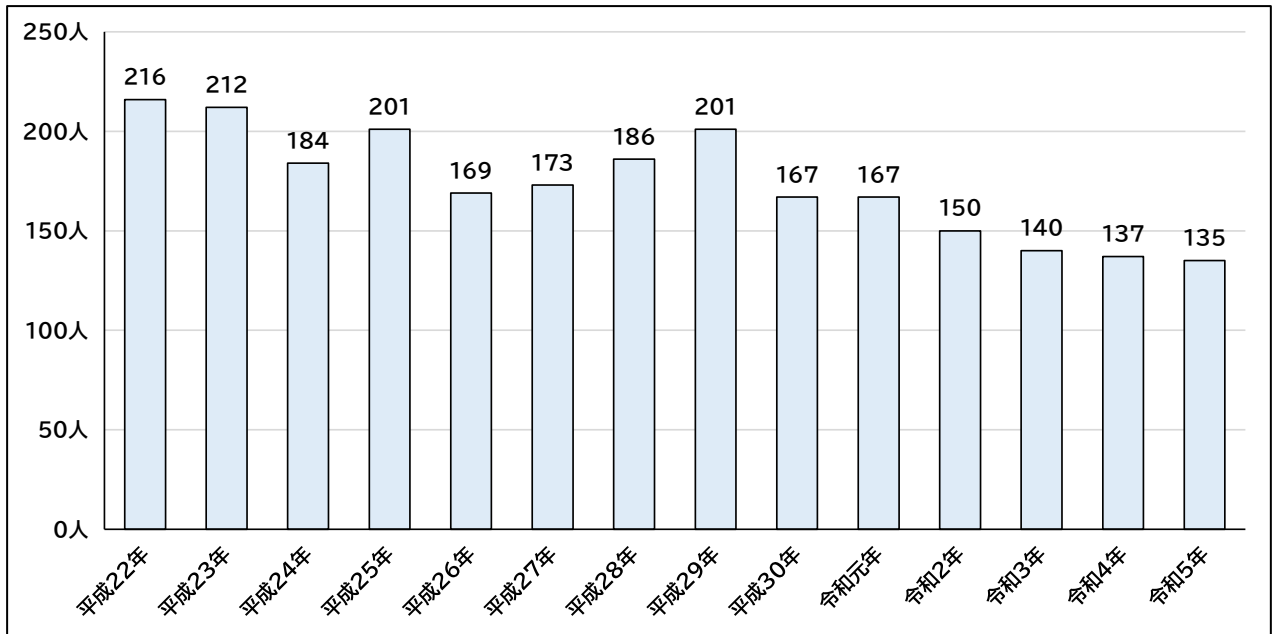


出典) 神奈川県人口統計調査

(2) 出生数・合計特殊出生率

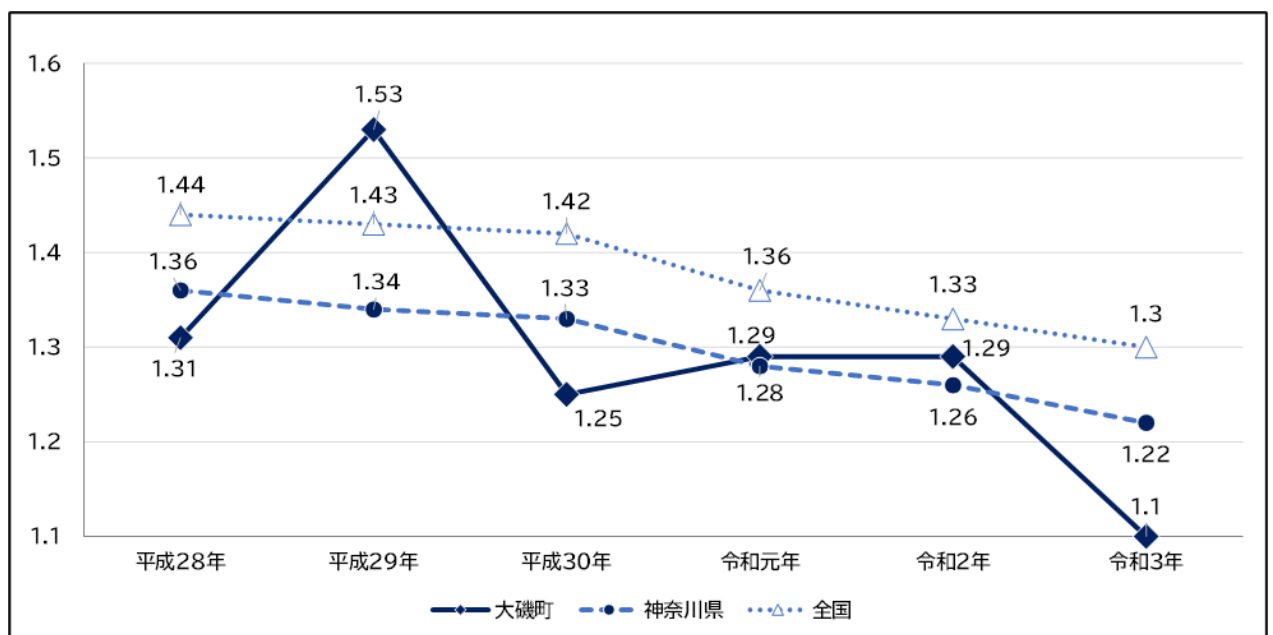
町の出生数は、平成26年の169人から微増が続いていましたが、平成30年は167人となり、その後減少が続いています。

大磯町 出生数の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県、大磯町比較）

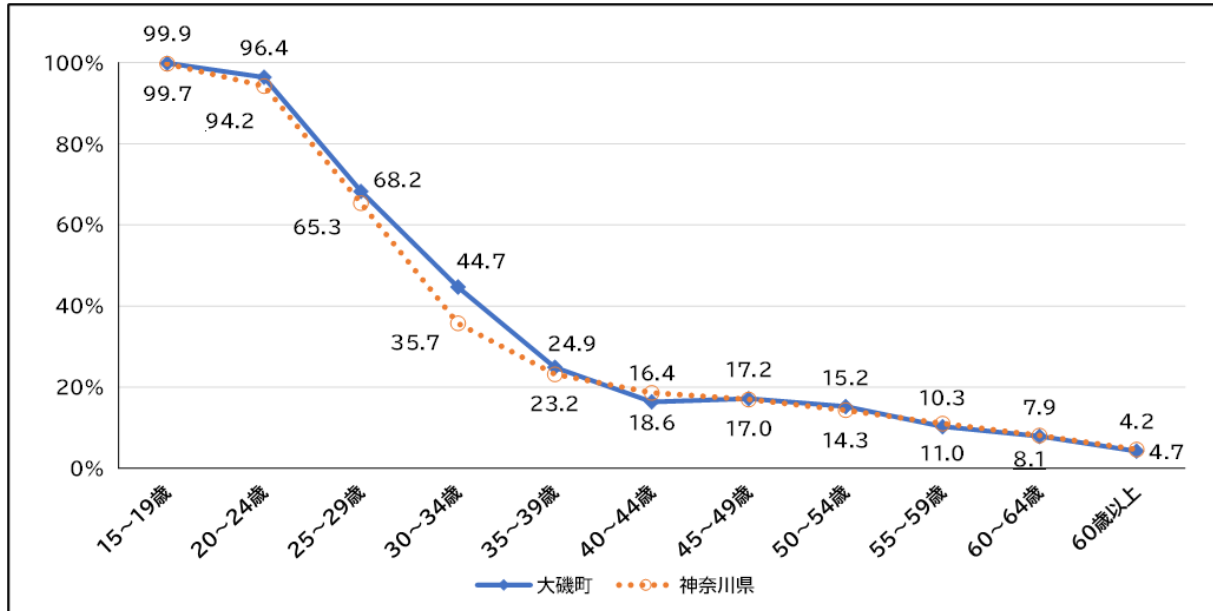


出典) 神奈川県衛生統計年報-神奈川県・大磯町/人口動態統計-全国

(3) 未婚率

町の女性の未婚率は、神奈川県との比較では20～39歳の未婚率が高くなっています。

女性の未婚率（神奈川県、大磯町比較）

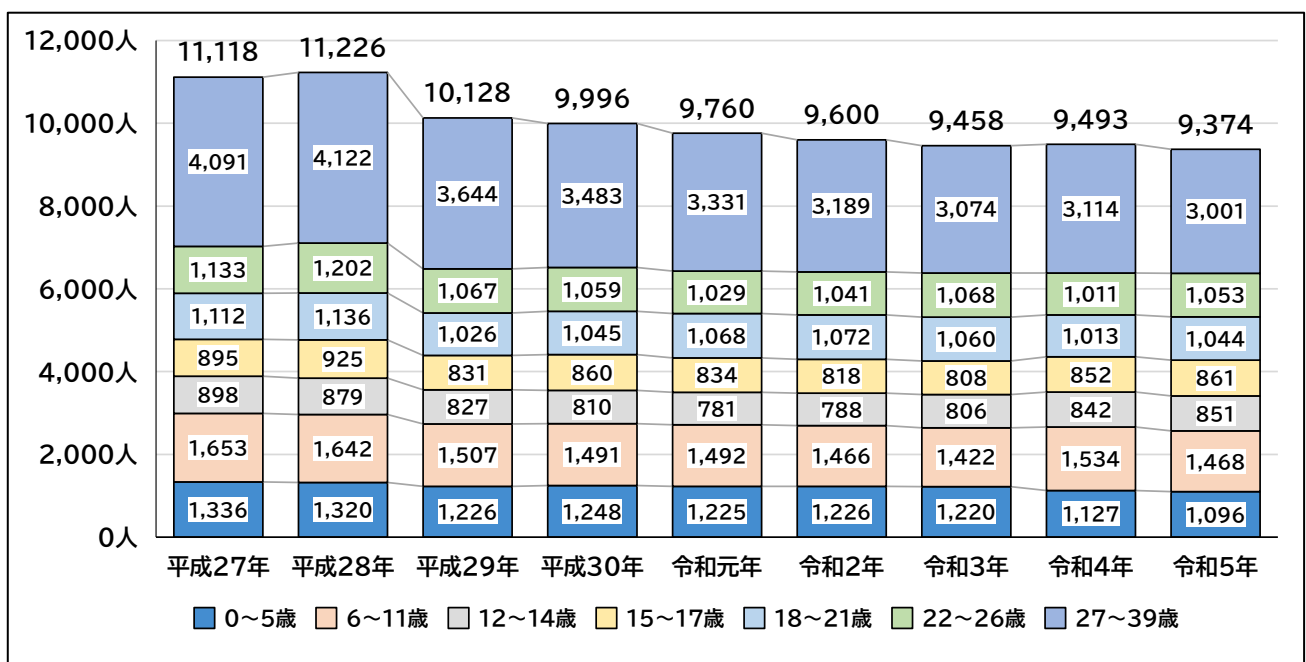


出典)国勢調査

(4) こども人口

町のこども人口（0～39歳）は平成28年の11,226人から令和5年の9,374人まで、減少傾向で推移しています。年齢階層別にみると、11歳未満と22歳以上で減少、12歳～21歳で微増となっています。

大磯町 こども（0歳～39歳）人口の推移



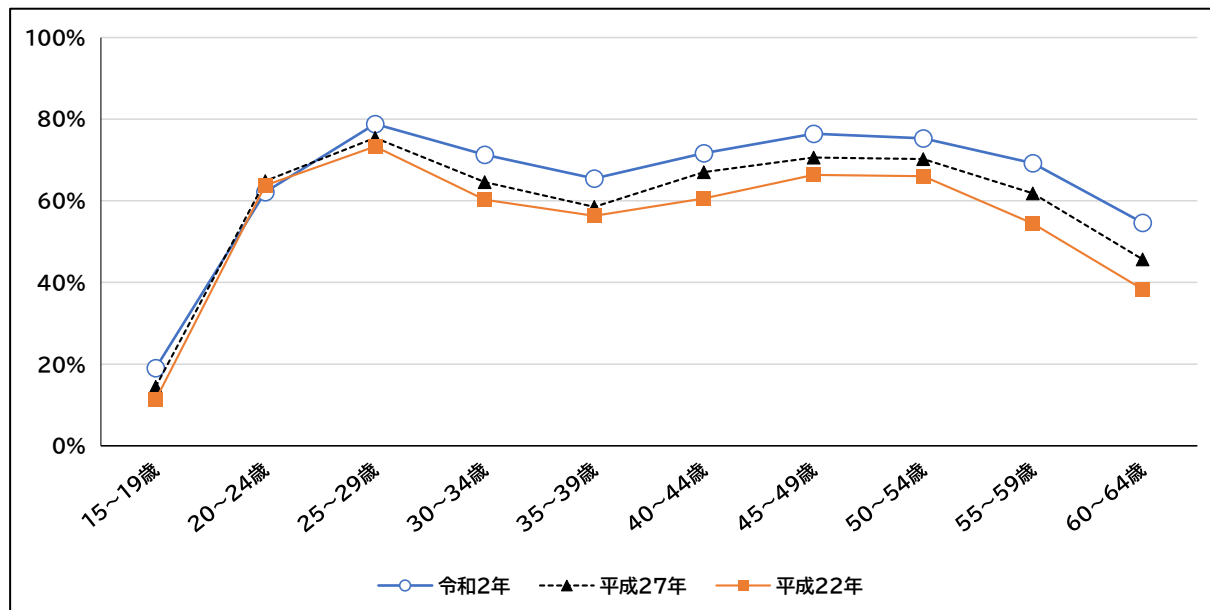
出典) 神奈川県人口統計調査

（５） 女性の就業状況

町の女性の年齢別就業率は 10 年前の平成 22 年と比較すると、25 歳以上の年齢層全般で増加しており、女性の社会進出がより顕著となっています。特に 50 歳代、60 歳代の比較的高い年齢層での増加が目立ちますが、30 歳代、40 歳代も増加しています。

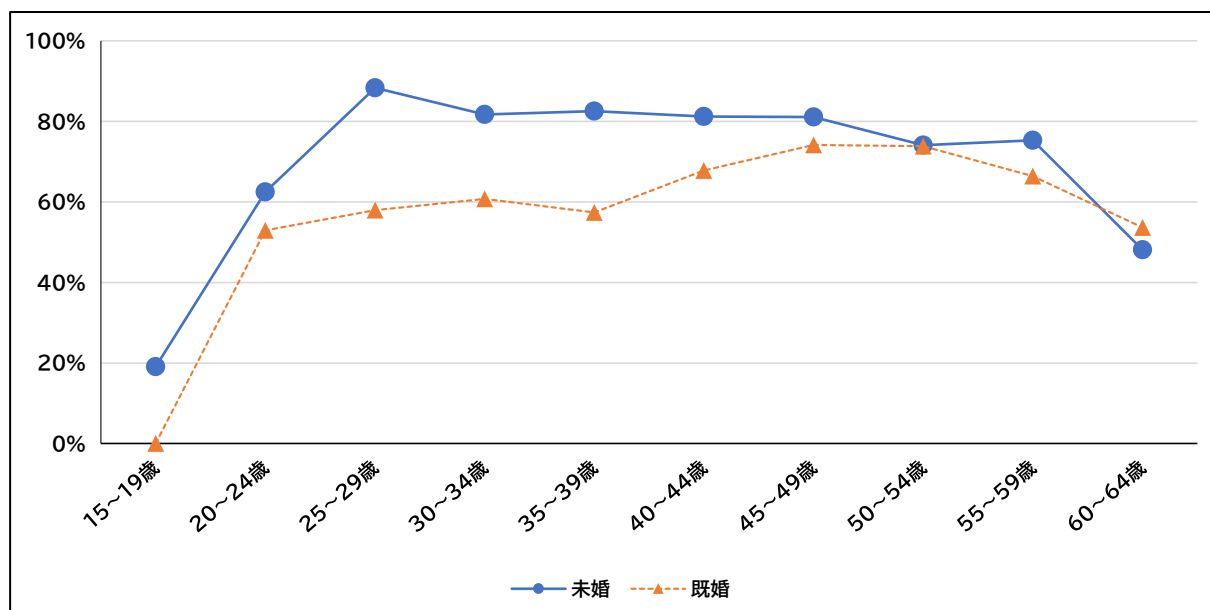
女性の未婚既婚別の就業率では、若い世代を中心に未婚の就業率が既婚の就業率を上回っています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



出典)国勢調査

大磯町 令和2年の女性の年齢別就業率（未婚既婚別）

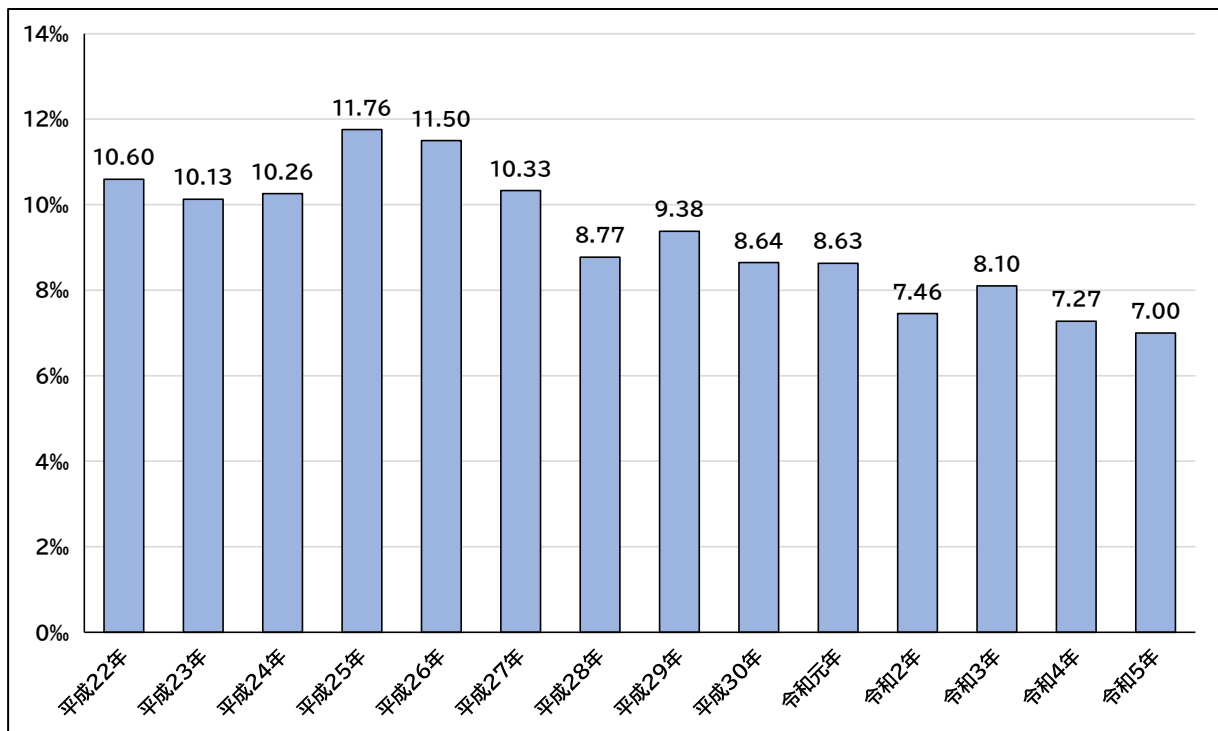


出典)国勢調査

(6) 婚姻・離婚

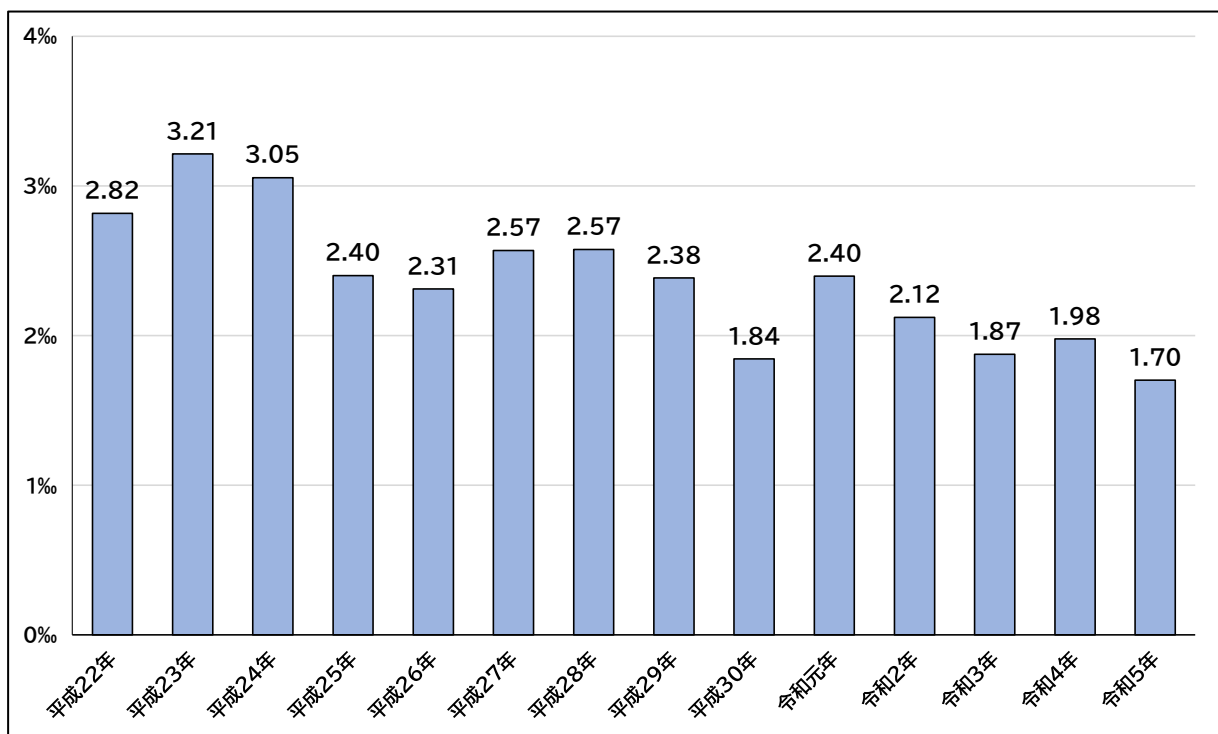
町の婚姻率、離婚率は、増減を繰り返しながら全体として減少傾向を示しています。

大磯町 婚姻率(人口1,000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報

大磯町 離婚率(人口1,000人対)推移

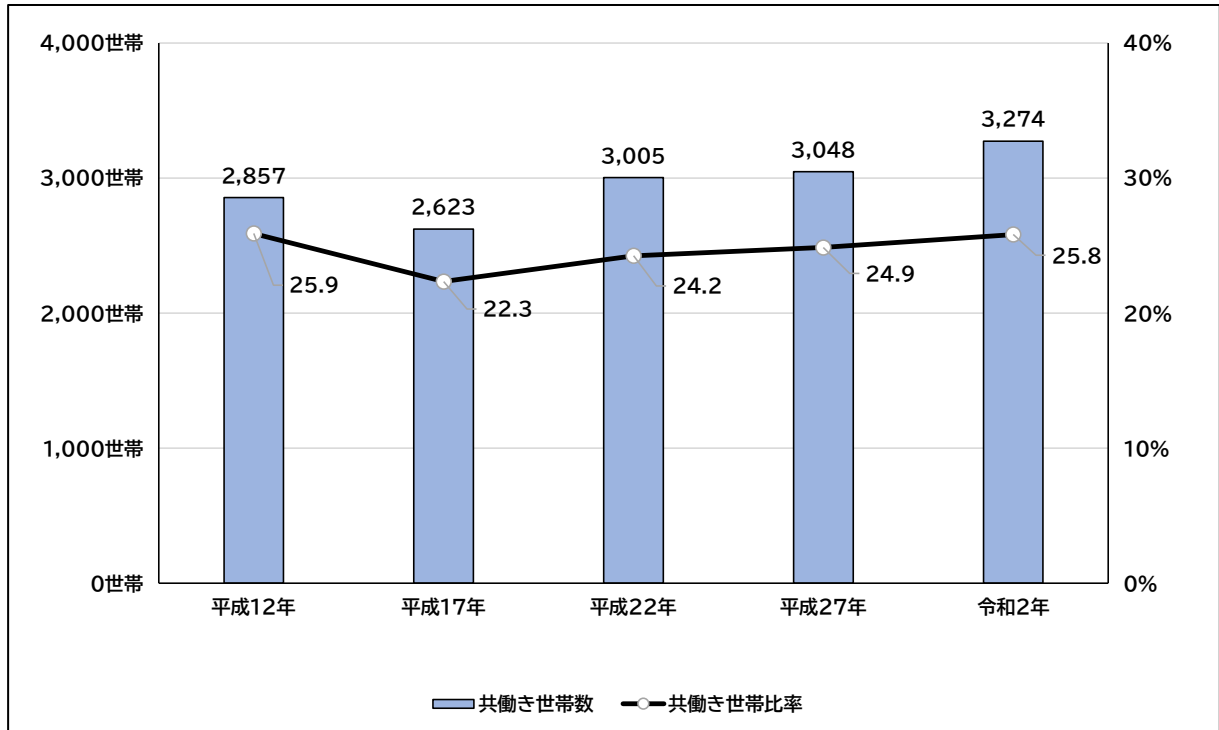


出典) 神奈川県衛生統計年報

(7) 共働き・ひとり親世帯

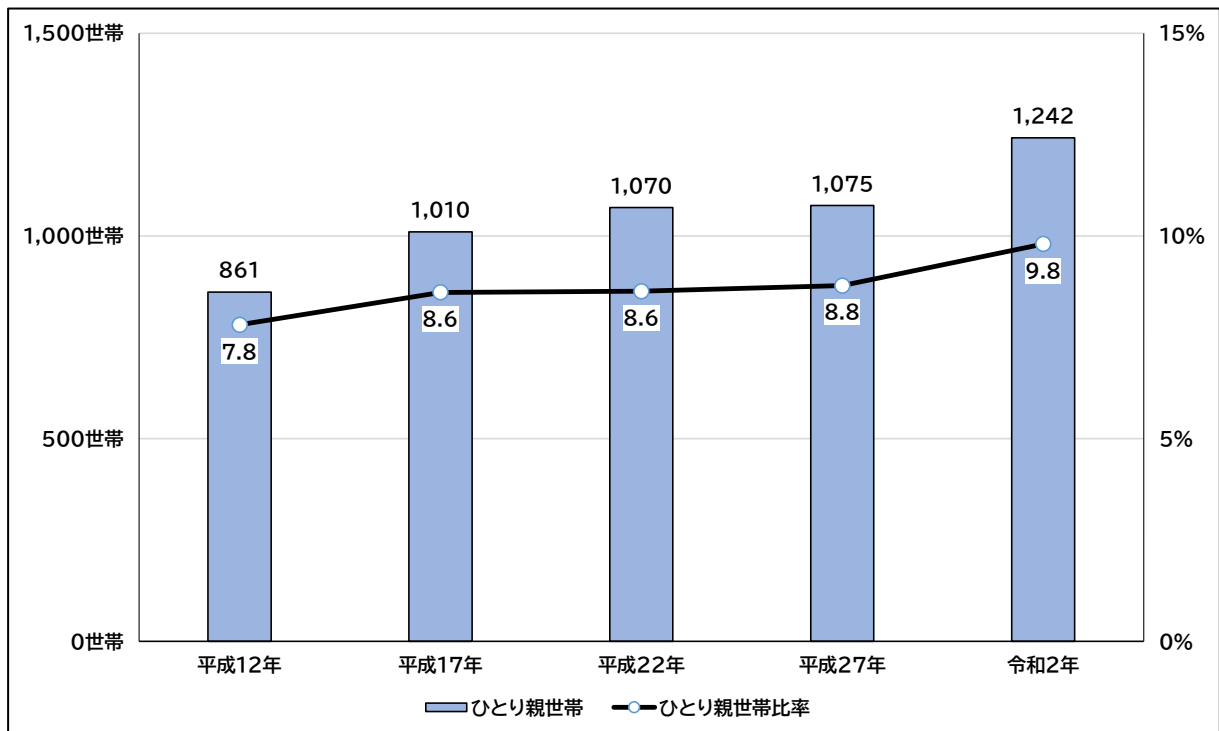
町の共働き世帯、ひとり親世帯は、増加傾向を示しています。

大磯町 共働き世帯の推移



出典) 国勢調査

大磯町 ひとり親世帯の推移

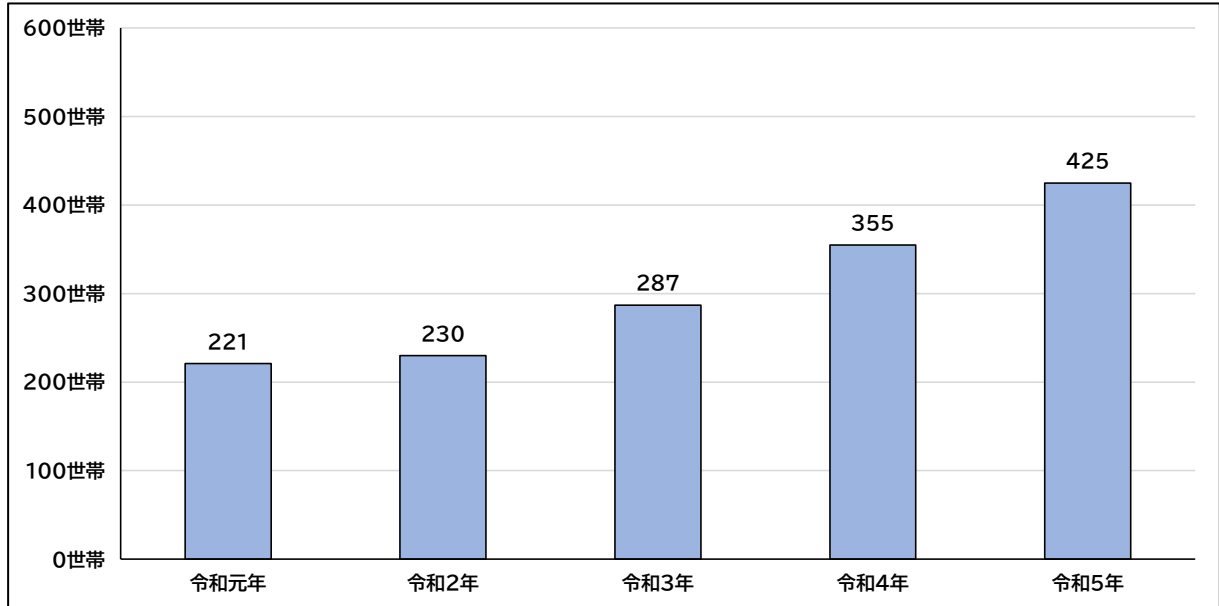


出典) 国勢調査

（８）子育て世代の転入世帯数

0～39 歳を含む世帯の転入数は、年々増加しており、直近２年間では、大きく増加しています。

大磯町 子育て世代の転入世帯数

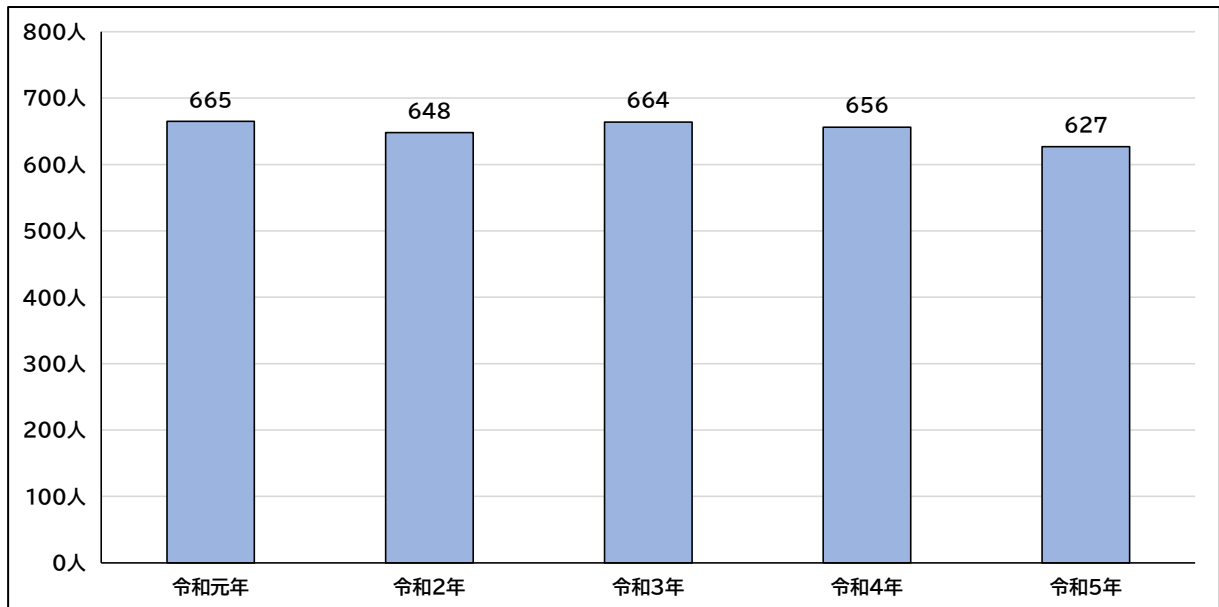


出典）住民基本台帳からの抽出（転入世帯のうち39歳以下がいる世帯）

（９）保育所など児童受入れ確保数

保育所など児童受入れ確保数は、年により差があるもののわずかに減少傾向にあります。

大磯町 保育所など児童受入れ確保数（４月１日現在）



出典）入所状況一覧

(10) こども人口の実績と推計（各年1月1日現在）

この計画の計画期間である令和7年度から令和11年度まで、年齢別人口統計調査をもとに推計したこども人口です。各歳では微増・微減がありますが、「合計」としては、減少傾向が見られます。

単位：人

年齢	実績値				推計値				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	156	133	154	135	128	123	119	115	113
1歳	178	163	154	179	148	138	133	128	125
2歳	184	180	156	166	185	154	144	138	133
3歳	235	201	193	163	168	188	157	146	140
4歳	217	231	198	200	170	174	194	164	152
5歳	225	219	241	212	209	180	182	202	173
小計(0～5歳)	1,195	1,127	1,096	1,055	1,008	957	929	893	836
6歳	227	236	234	243	215	212	182	184	204
7歳	238	227	234	244	252	224	220	190	191
8歳	244	250	232	239	249	257	229	225	194
9歳	272	238	244	235	242	251	260	232	227
10歳	289	281	248	248	238	245	255	263	235
11歳	256	302	276	251	250	241	247	257	266
小計(6～11歳)	1,526	1,534	1,468	1,460	1,446	1,430	1,393	1,351	1,317
12歳	286	242	299	279	253	252	243	249	259
13歳	294	307	256	301	283	257	256	246	253
14歳	281	293	296	254	300	282	257	256	246
小計(12～14歳)	861	842	851	834	836	791	756	751	758
15歳	282	276	290	297	258	304	286	260	259
16歳	294	290	282	290	296	256	302	285	259
17歳	280	286	289	285	291	297	258	304	286
小計(15～17歳)	856	852	861	872	845	857	846	849	804
18歳	269	264	269	285	286	293	299	259	305
19歳	258	247	280	258	273	273	280	286	246
20歳	272	240	262	279	258	273	273	280	285
21歳	246	262	233	254	274	252	268	267	275
小計(18～21歳)	1,045	1,013	1,044	1,076	1,091	1,091	1,120	1,092	1,111
22歳	254	235	247	213	239	257	234	251	249
23歳	237	226	209	212	193	221	236	211	231
24歳	202	213	211	189	193	173	203	215	189
25歳	185	171	201	191	168	174	154	187	195
26歳	226	166	185	181	172	150	159	138	172
27歳	191	227	163	175	172	164	142	153	130
28歳	172	186	208	159	166	163	155	134	145
29歳	192	149	184	205	152	161	158	150	129
30歳	165	209	164	175	200	146	157	153	145
31歳	207	165	188	176	176	201	147	158	154
32歳	234	202	177	192	176	176	200	147	157
33歳	246	226	210	175	195	180	180	204	151
34歳	247	251	248	200	173	193	177	177	202
35歳	277	261	244	248	205	176	196	181	181
36歳	319	279	266	245	248	204	176	196	180
37歳	308	338	264	281	256	258	214	184	203
38歳	314	297	352	273	280	255	256	212	183
39歳	380	324	333	365	288	292	267	267	224
小計(22～39歳)	4,356	4,125	4,054	3,855	3,652	3,544	3,411	3,318	3,220
こども人口計	9,839	9,493	9,374	9,152	8,878	8,670	8,455	8,254	8,046
総人口	31,708	31,461	31,262	31,051	30,801	30,542	30,278	30,002	29,709
総人口に占める割合(%)	31.0	30.2	30.0	29.5	28.8	28.4	27.9	27.5	27.1

※ こども人口の推計は、コーホート法により、基準年を令和3年、実績年を令和6年とし、最近の動向を反映した推計を行っています。

3 こども・若者の状況と課題

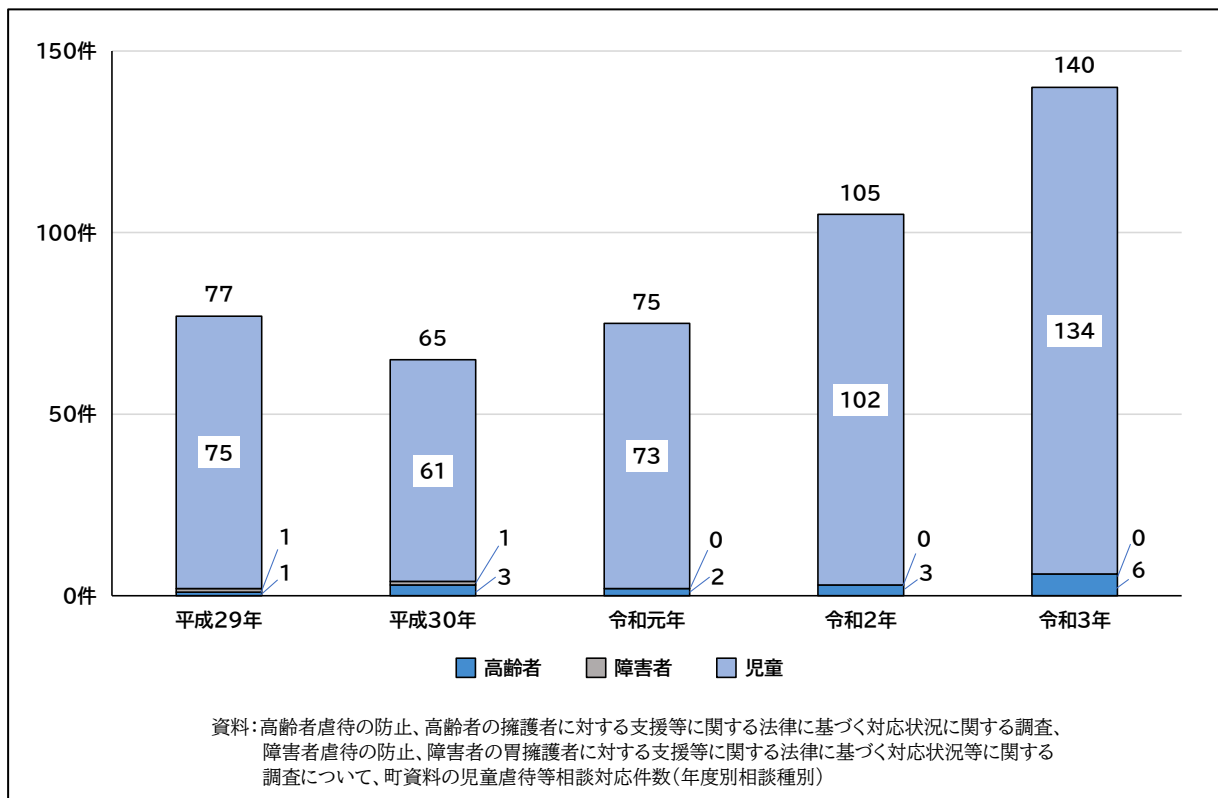
「大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査」によると、町の若者の多くは現状の生活に充実感を感じており、家族との幸福生活を求めていることがわかります。

このような若者を取り巻く環境を維持し、より良いものにしていくことはもちろんのこと、生きづらいと感じる環境に置かれている若者も少なからず存在することから、すべての若者が生きづらさを感じることをないように施策を展開していくことが求められています。

(1) 児童虐待

町の虐待に関する相談数は平成 30 年以降増加傾向にあり、その大半は児童虐待に関するものが占めています。

大磯町 虐待に関する相談数の推移

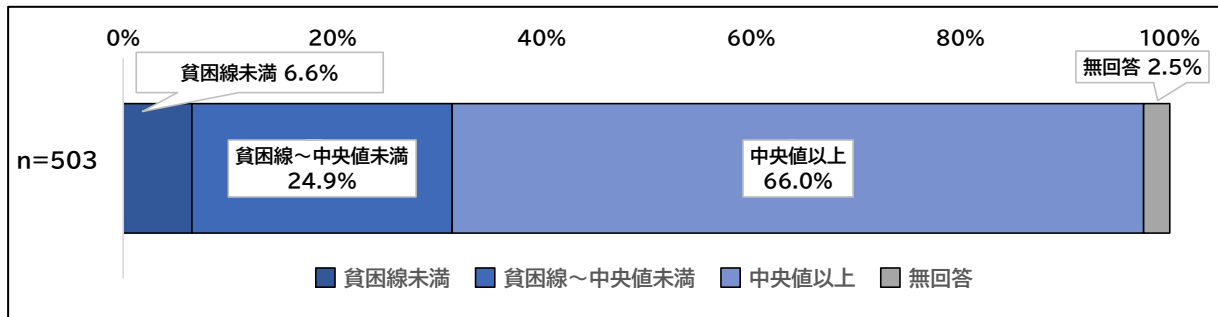


出典）大磯町地域福祉計画

(2) 貧困

町の子育て中（未就学児）の世帯所得では、相対的貧困（貧困線未満）の割合は 6.6 %（33 世帯）で、このうちひとり親世帯は 4 世帯でした。

子育て中（未就学児）の世帯所得にみる相対的貧困の割合

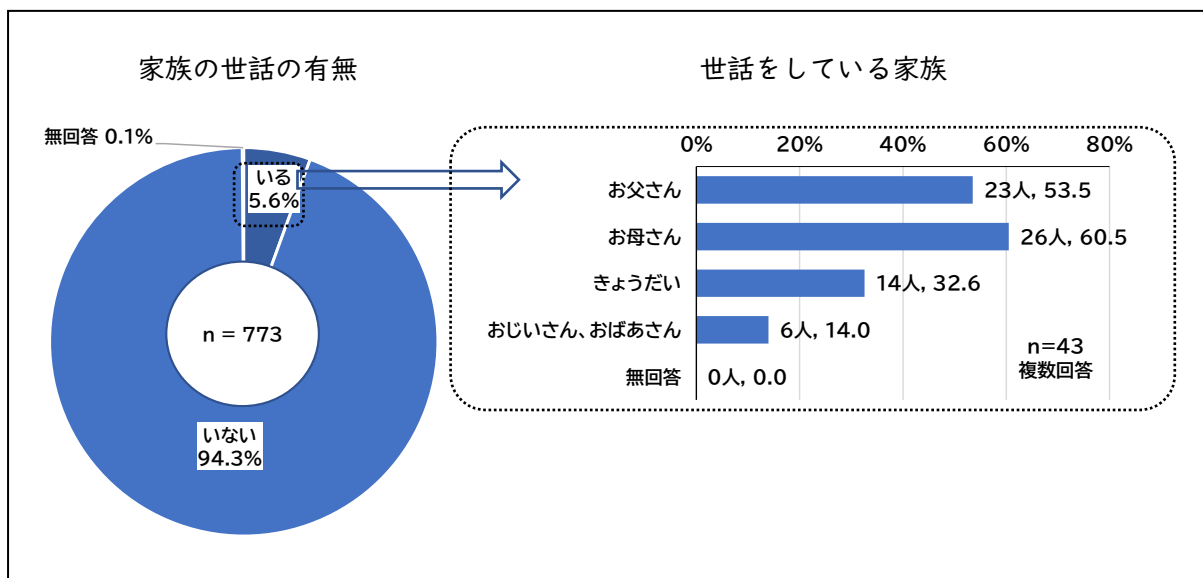


資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学）

(3) ヤングケアラー

町の若者（中学生以上）で家族の世話をしている人（ヤングケアラー）の割合は 5.6%みられ、家事、買い物、病院の付き添い、日常の見守り、兄弟の世話などに時間が割かれていることが分かります。

若者（中学生以上）で家族の世話をしている人の割合と世話をしている家族



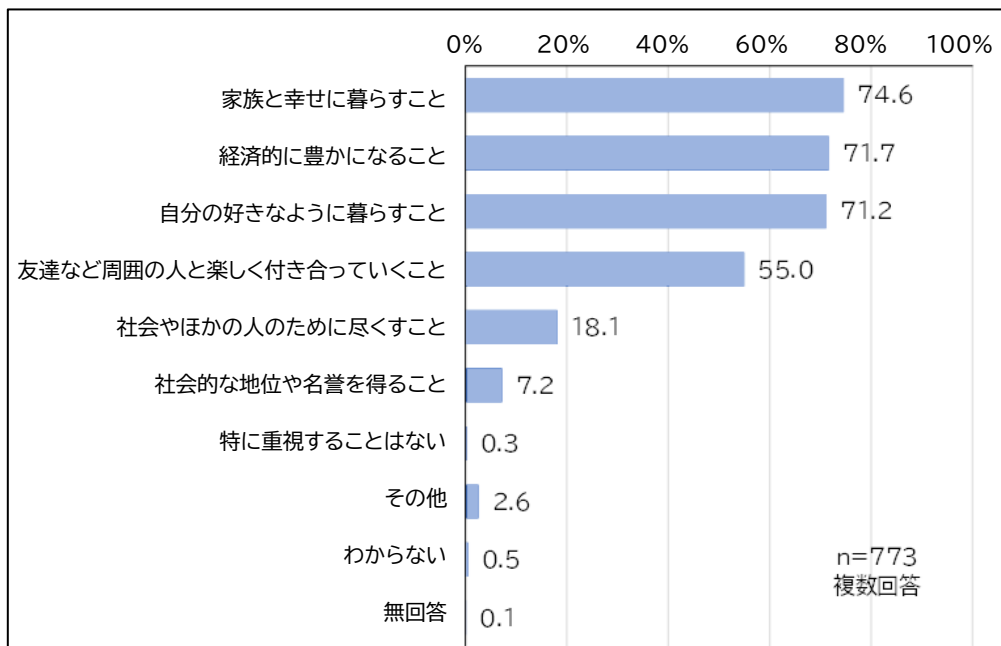
資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

(4) 若者の生活意識

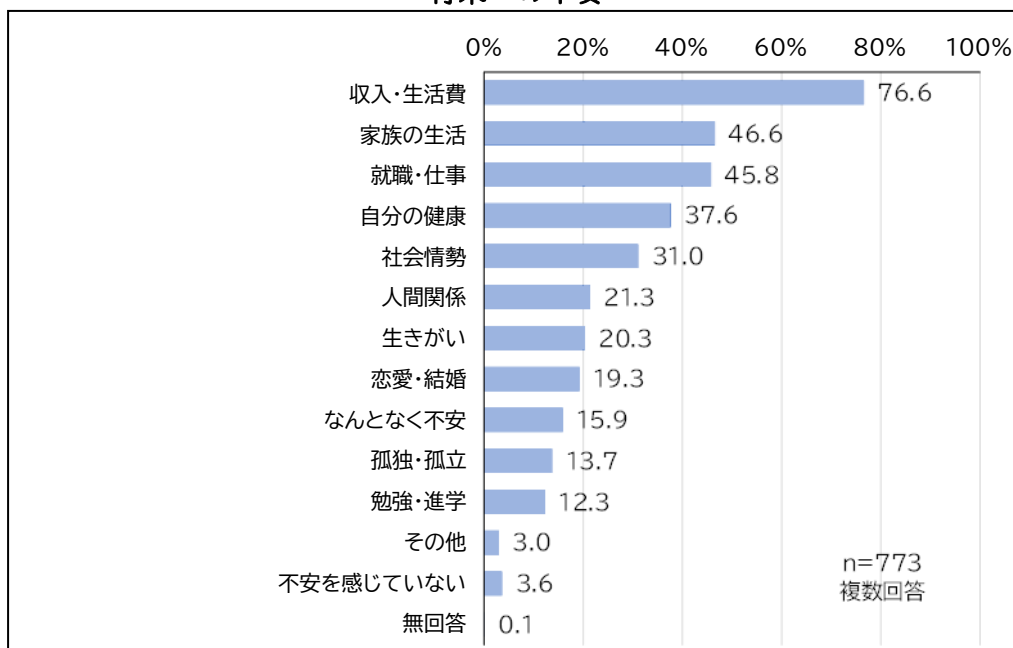
町の若者（中学生以上）が考える理想的な生き方は「家族と幸せに暮らすこと」であり、将来に向けては「収入・生活費」に不安を感じています。

生活の充実度では、「自分のことを大切に思ってくれる人がいる」、「頼れる人（家族友人 地域の人等）がいる」、「自分の居場所や役割（家庭地域学校等）がある」の回答が6割を超えており、現在の幸せ度では、「幸せ度8」が23.9%で最も高く、『幸せ度5～とても幸せ10』の割合は90.6%と9割を超えて高くなっています。『幸せ度4～とても不幸1』と回答した割合は9.1%みられました。

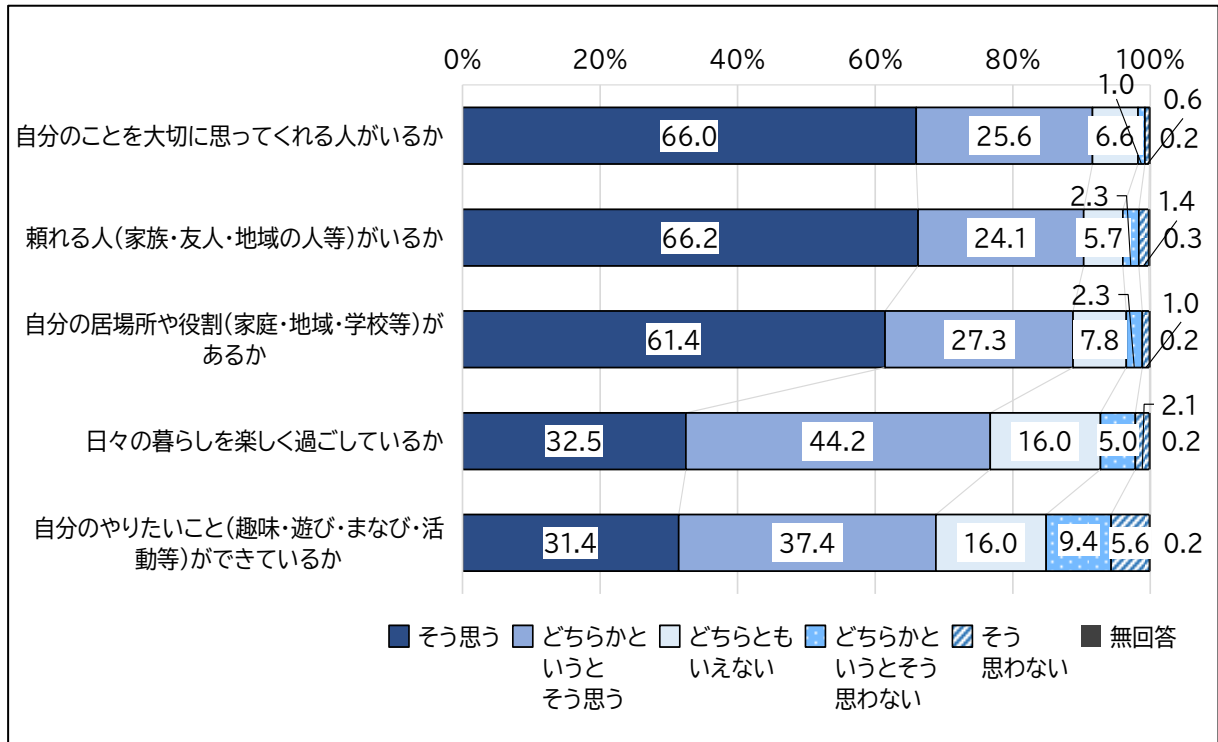
理想とする生き方



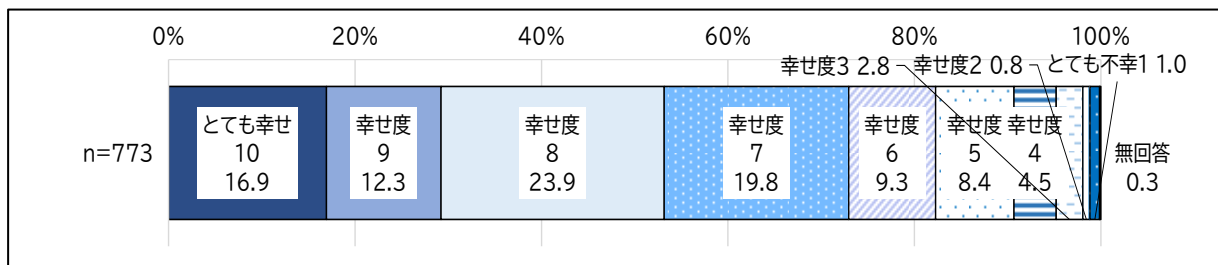
将来への不安



生活の充実度



現在の幸せ度



資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

4 子育て当事者の状況と課題

昨今、女性の社会進出が進むなか、男性が育児に関わるのはもちろんのこと、祖父母などの親族や知人の協力が重要です。

こどもの発熱や冠婚葬祭などの緊急時に、近くに協力者がいてくれることは子育ての大きな支えになります。就職などのため、一旦町外に移られたのち、大磯に戻って子育てをする方の理由の1つとして、近くに子育てを支援してくれる方がいることがあります。

今後、女性の就労支援に関わる子育て支援サービスの充実はもちろんですが、家族や地域で支えあって子育てをしている人たち、同居、親や親族の近くに住む近居などに対する支援も考えていく必要があります。

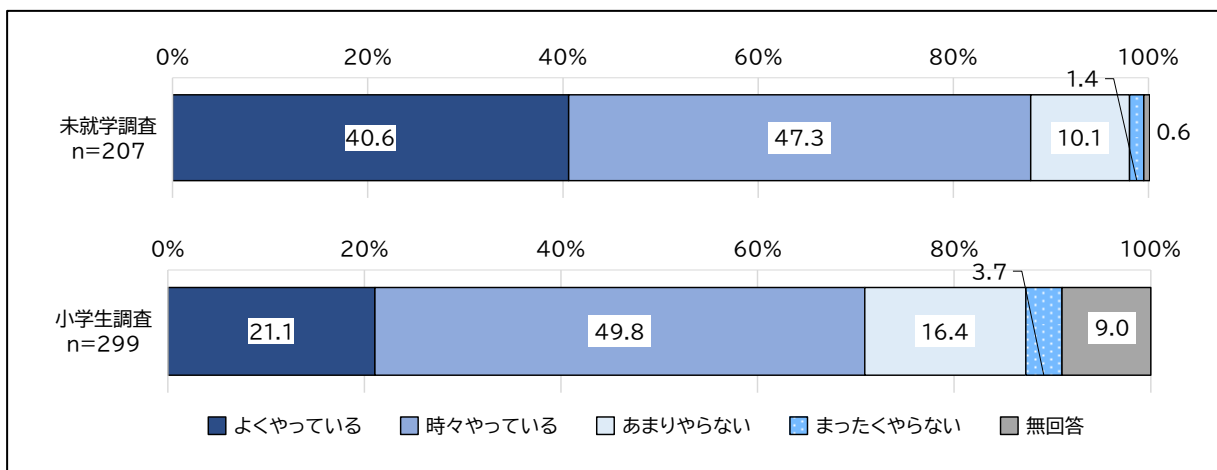
そのような環境が整えば、若い人たちが就労などで町外に出て行っても、子育てをする段階で大磯に帰ろうという気持ちになると思われます。

(1) 家庭での子育ての状況について

町における配偶者の子育て協力状況は、未就学・小学生ともに「よくやっている」と「時々やっている」を合わせた＜よくやっている＞は、7割以上が夫婦で協力して子育てしている傾向がうかがえます。

家族で協力して子育てをしている状況から、今後は、母親だけでなく父親への支援も必要です。

配偶者の子育て協力状況



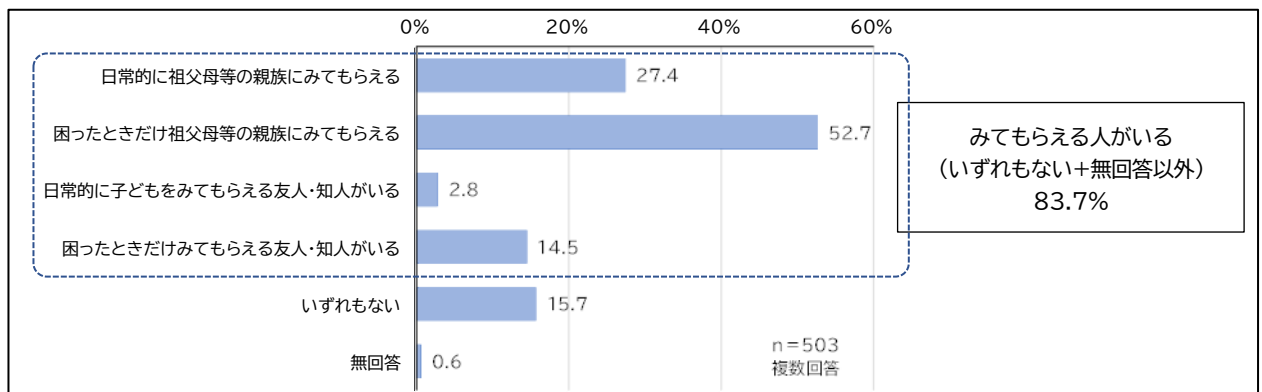
資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

（２） 子育てに関する周囲の協力状況について

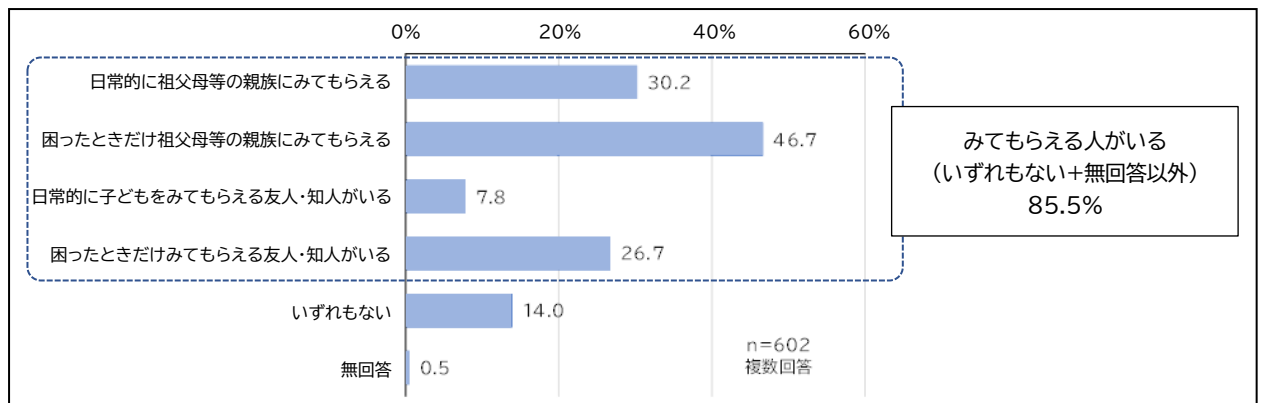
町における未就学・小学生ともに＜みてもらえる人がいる＞割合は８割台となっており、いざという時には親族や知人からの協力が得られる家庭環境にあるといえます。しかし一方で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は未就学では２割台後半、小学生では３割台となっており、日常的な協力を得ている家庭は少数派です。

日頃、「お子さん」をみてもらえる親族・知人はいるか

【未就学調査】



【小学生調査】

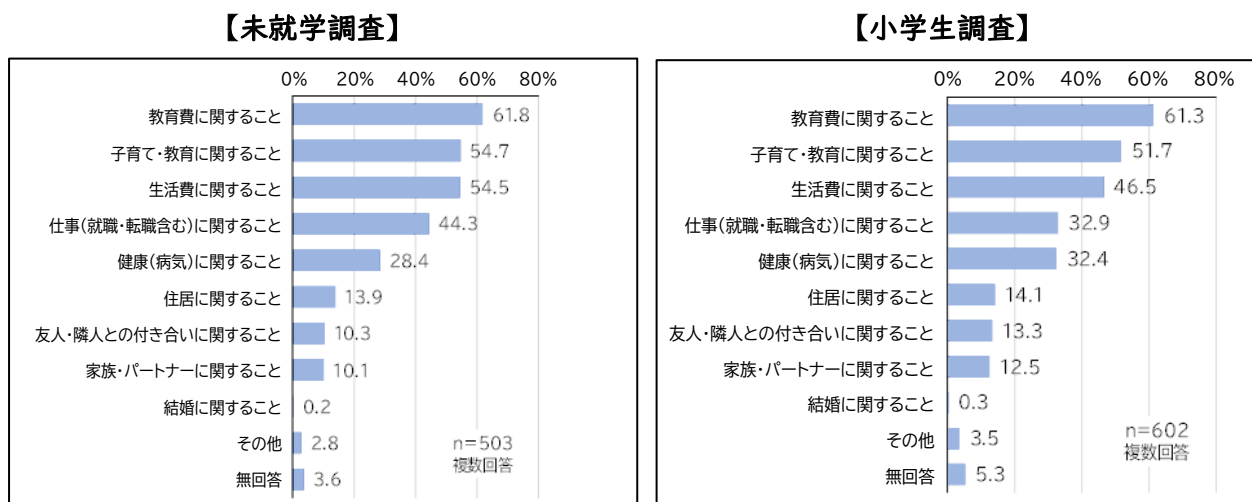


資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(3) 生活するうえでの不安や悩みについて

未就学・小学生ともに「教育費に関すること」の割合が6割台で最も高く、次いで「子育て・教育に関すること」、「生活費に関すること」、「仕事に関すること」、「健康に関すること」の順に挙げられています。

生活するうえでの不安や悩み



資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(4) 保護者の就労状況について

配偶者の就労状況は、父親では未就学・小学生ともにフルタイム就労が9割以上を占めています。母親の就労している割合は、6割強となっています。未就学児では、＜両親ともにフルタイムで就労＞が39.2%となっているのに対し、小学生では24.3%と減少しています。

父母の就労形態などを考慮した「家族類型」による就労状況を、過去の調査結果と比較すると、確実に共働き家庭が大きく増加しており、この変化に対応した施策を検討していく必要があります。

家族類型による就労状況

区 分	内 容	未就学児	小学生
ひとり親家庭	ひとり親(就労形態に関わらず)	2.0%	4.2%
フルタイム就労	両親ともにフルタイムで就労	39.2%	24.3%
フルタイムパート	両親のいずれかがフルタイム いずれかがパートタイム就労	22.7%	42.9%
専業主婦(夫)	両親のいずれかがフルタイムで就労している	33.0%	26.6%
パートパート	両親ともにパート	0.0%	0.0%
無職	両親ともに無職	0.0%	0.0%
分類不能	不明	3.1%	2.0%

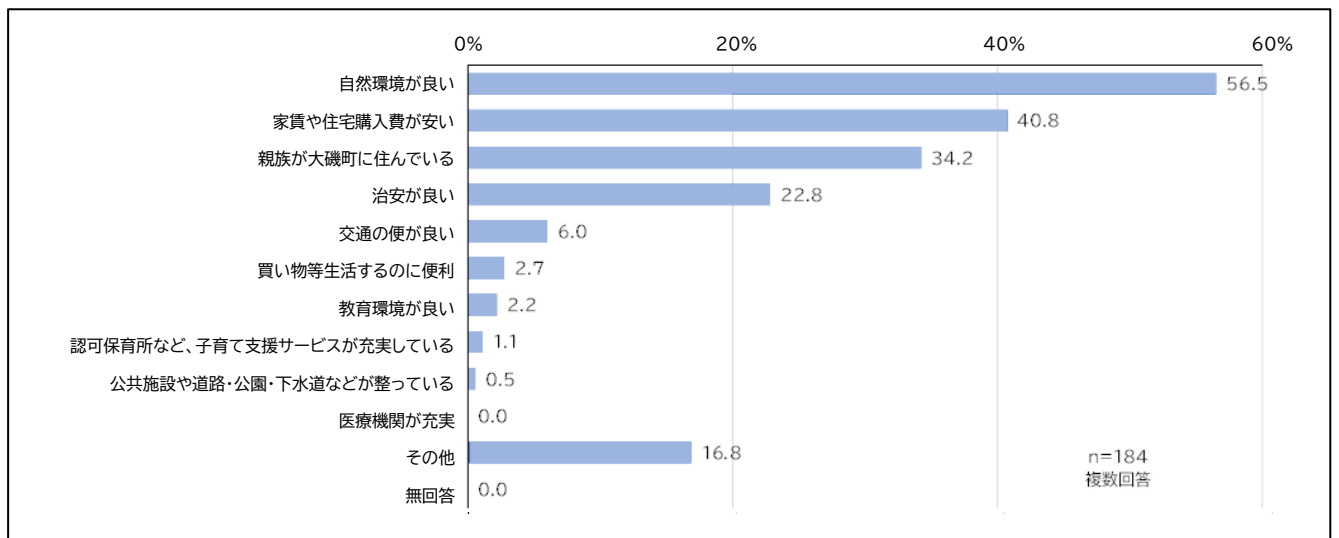
資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

（５） 大磯町に転入した理由について

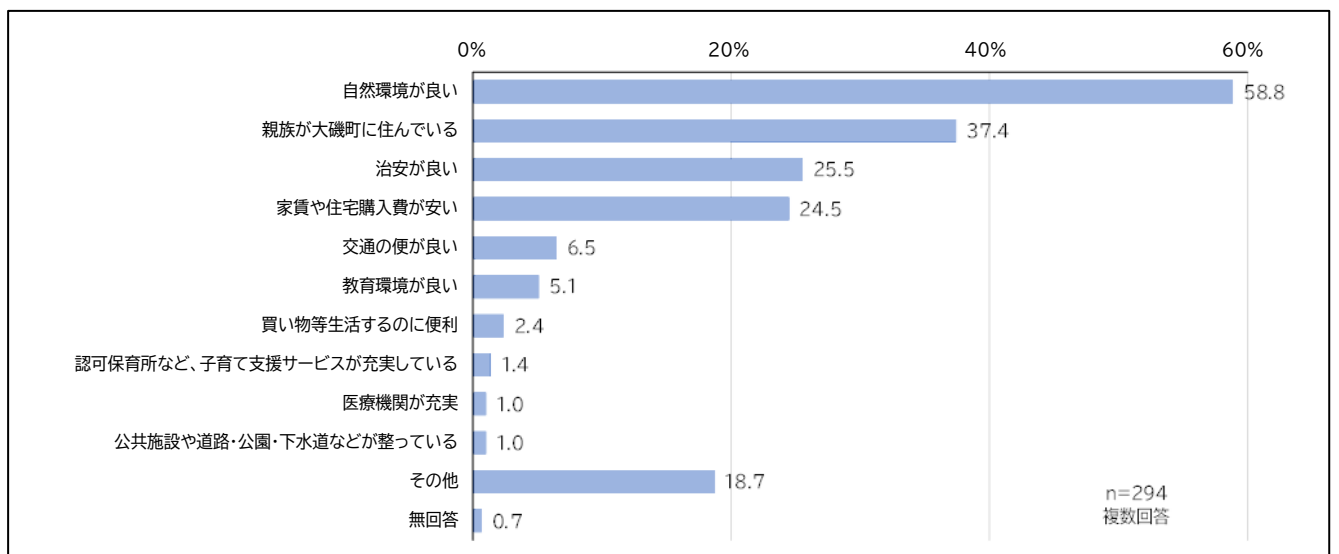
第１子が生まれたとき、または妊娠の際、大磯町に住んでいなかった方に対する調査では、未就学での上位３位の項目は、「自然環境が良い」、「家賃や住宅購入費が安い」、「親族が大磯町に住んでいる」の順、一方小学生では「自然環境が良い」、「親族が大磯町に住んでいる」、「治安が良い」の順となっています。

大磯町に転入した理由

【未就学調査】



【小学生調査】



資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

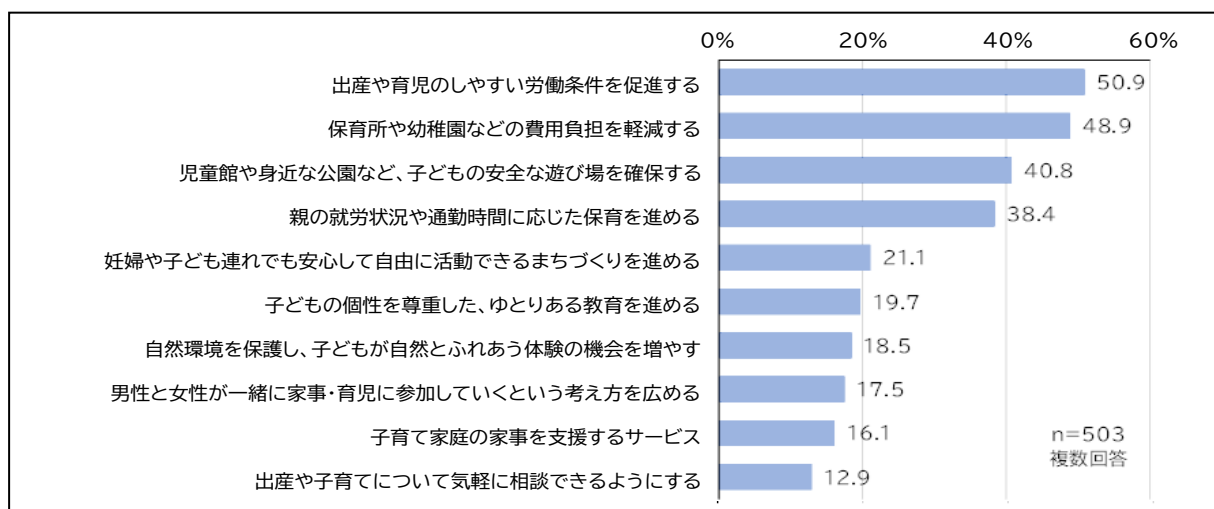
（６）子どもを健やかに育てるために必要と思われることについて

未就学での上位３位の項目は、「出産や育児のしやすい労働条件を促進する」、「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」、「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」の順となっています。

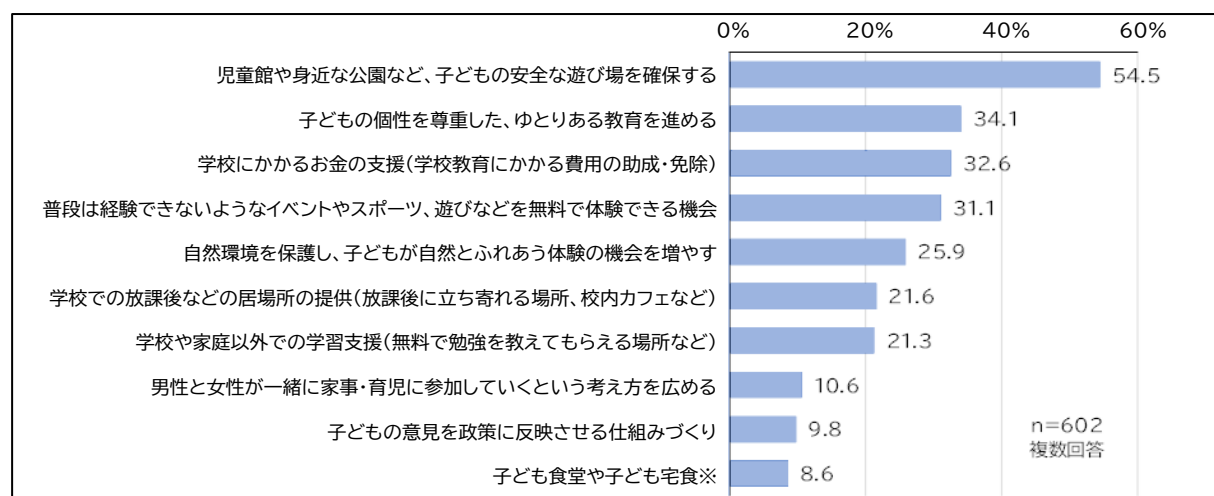
一方、小学生では「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」、「子どもの個性を尊重した、ゆとりある教育を進める」、「学校にかかるお金の支援」の順となっています。

子どもを健やかに育てるために必要と思われること(上位 10 項目)

【未就学調査】



【小学生調査】



資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

5 子育てをめぐる町民の意識

町における子育て環境や子育て支援の満足度は高く、その背景には、恵まれた自然環境に加えて、気軽に相談できる人や子育て仲間など、身近な親族、知人、友人といった存在の大きさがうかがえます。

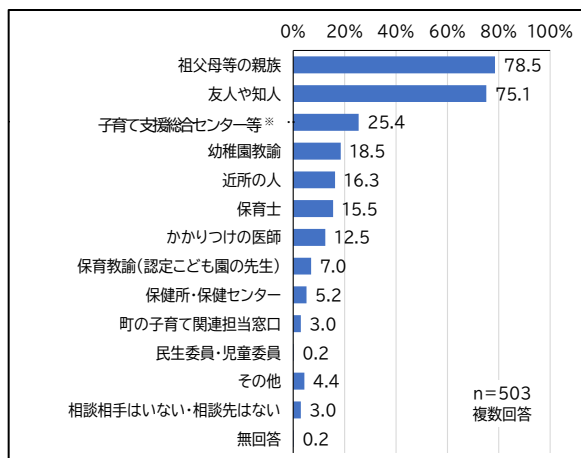
安心して子育てをするためには、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「地域の大人たちが連携して、こどもの活動を育成支援する場をつくる」など、地域ぐるみの子育て支援が重要な課題となっています。地域ぐるみの子育て支援を進めることで、ひとり親家庭や相談できる人がいないなど孤立しがちな世帯に対して、孤立させない支援を進めていく必要があります。

(1) 気軽に相談できる人、子育て仲間について

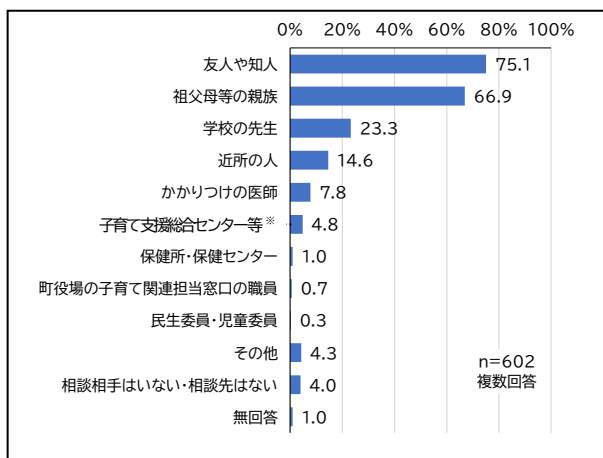
気軽に相談できる人については、未就学では「祖父母等の親族」と「友人や知人」が7割以上で高く、小学生では「友人や知人」が7割、「祖父母等の親族」が6割台挙げられていること、子育ての仲間については、9割以上の人がかいる>としていることから、身近な親族、知人、友人といった存在の大きさがうかがえます。

気軽に相談できる人

【未就学調査】

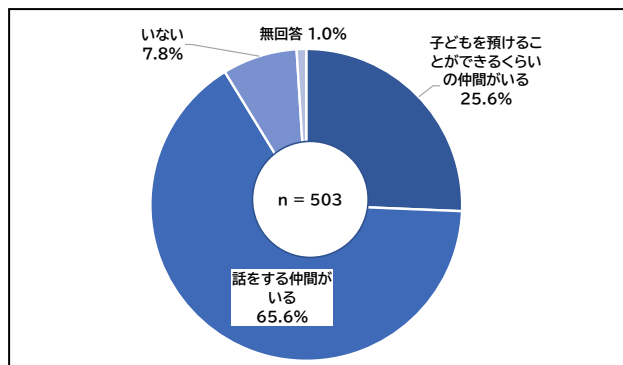


【小学生調査】

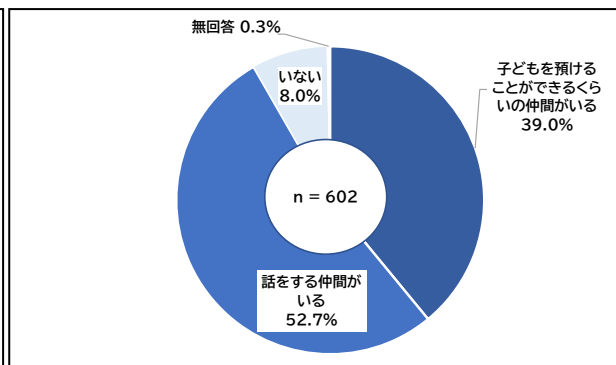


※ 子育て支援総合センター（めばえ） 子育て支援センター（すくすく） つどいの広場

【未就学調査】



【小学生調査】



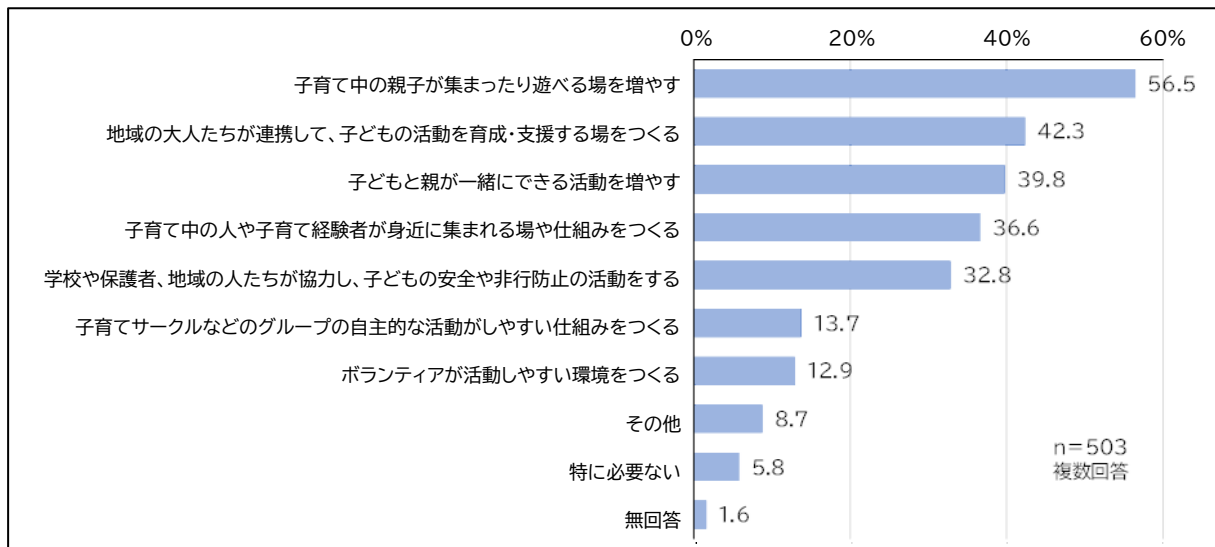
資料：大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

（２） 安心して子育てをするために必要な地域の取り組みについて

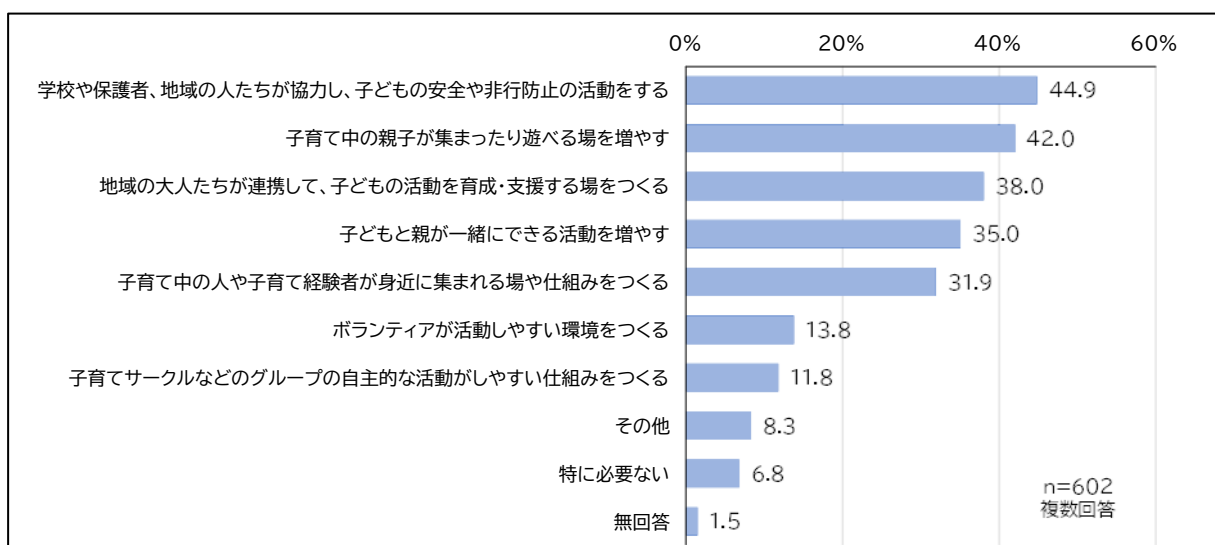
「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が未就学で６割弱、小学生で４割強となっています。また、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が未就学で４割強、小学生で４割弱となっていることから、地域ぐるみの子育て支援は今後も重要な課題となっています。

安心して子育てをするために必要な地域の取り組み

【未就学調査】



【小学生調査】

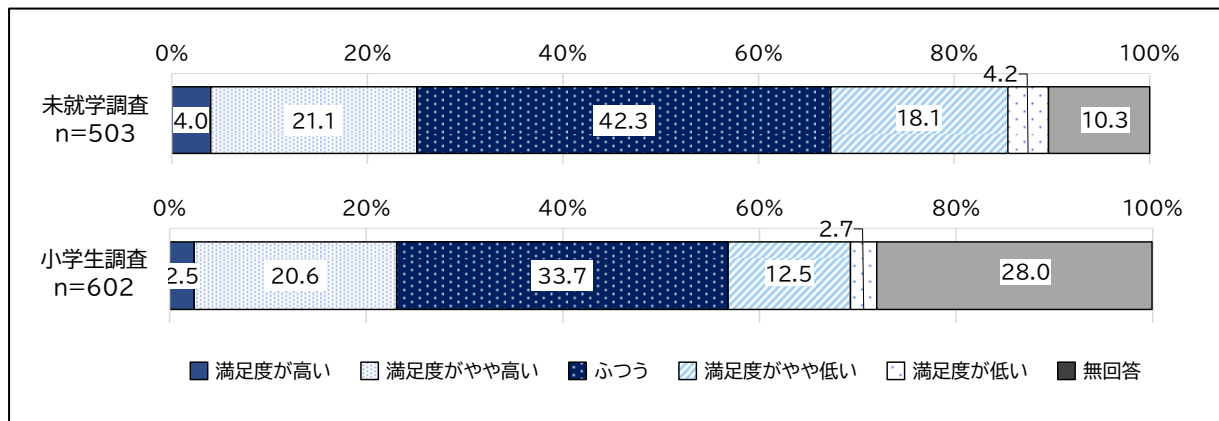


資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(3) 子育ての環境や支援の満足度について

未就学、小学生ともに、「ふつう」が3～4割で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が2割代、「満足度がやや低い」が1割代の順となっています。「満足度が高い」、「満足度がやや高い」のどちらも小学生より未就学の方が高く、子育ての環境や支援の満足度は、小学生よりも未就学の方が高くなっています。

子育ての環境や支援の満足度

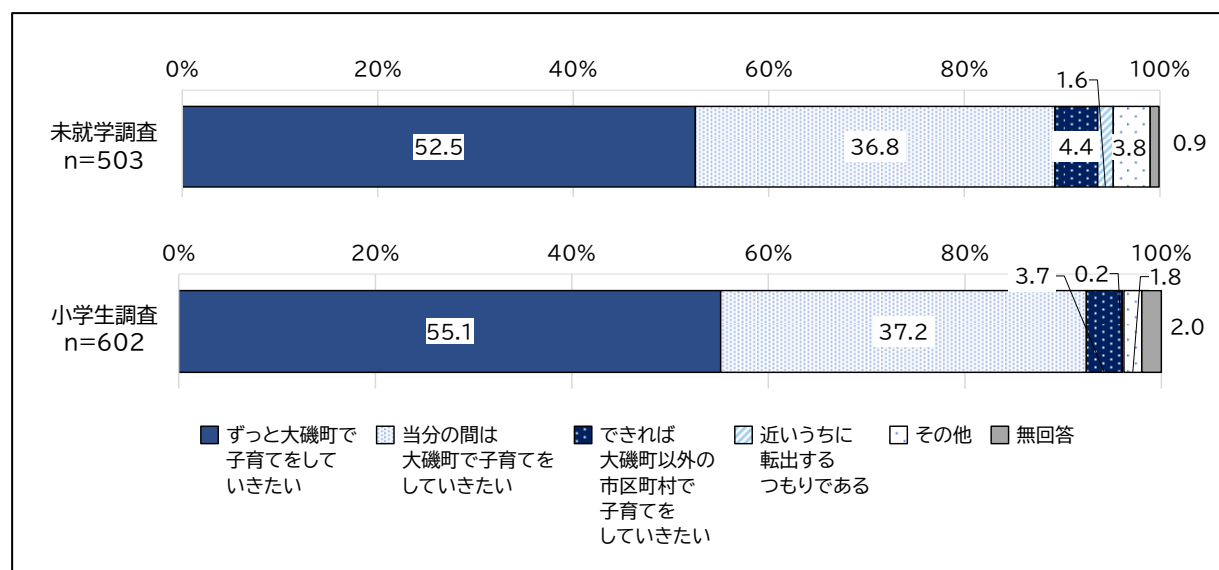


資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(4) 今後も、大磯町で子育てをしていきたいと思うか

「ずっと大磯町で子育てをしていきたい」、「当分の間は大磯町で子育てをしていきたい」のどちらも未就学より小学生の方が高く、大磯町で子育てをしていきたいという思いは、未就学より小学生の方が高くなっています。

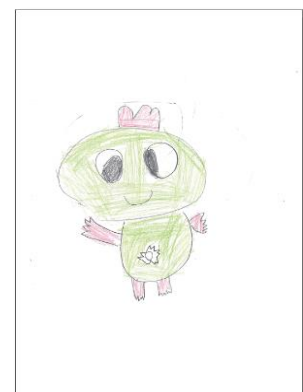
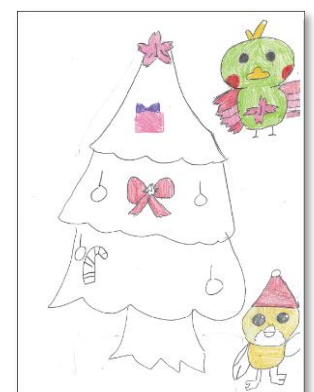
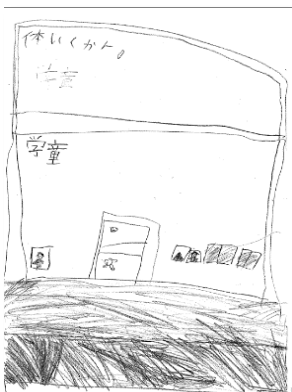
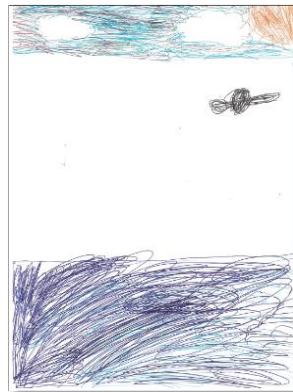
今後も、大磯町で子育てをしていきたいと思うか



資料：大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

【大磯町こども計画 表紙デザイン応募作品】

学童保育での取り組みの一つとして作品を作成し、応募してくれました。



6 子育て支援サービスの状況と課題

「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」では、人口減少や少子高齢化など、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、基本方針として①安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進、②家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進、③多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を掲げ、さまざまな施策に取り組んできました。

第2期計画は、令和6年度が計画期間最終年度ですが、次期計画へつなげる必要があることから、現時点（令和2年度～5年度）までの総括を行いました。

1. 計画の目標値

第2期計画では、総人口に対する0～14歳人口の割合を評価指標として設定しました。令和6年度時点（暫定値）10.4%となっており、目標値と比較して1.1ポイント下回っています。計画開始年度である令和2年度からみても徐々に減少しています。

評価指標（%）	現況 （平成30年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値
0～14歳の人口割合	11.5	11.1	11.1	10.9	10.8	10.4	11.5

※ 年齢別人口統計をもとに算出しています。

※ 令和6年度は暫定値となっています。

2. 計画事業の進捗状況

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」においては、毎年度、記載されている事業及び量の見込と確保方策について、進捗管理を実施してきました。令和4年度には中間評価を行い、見込み及び確保方策の修正を行いました。

また、町が実施しているサービスについて進捗管理を行い、施策の改善、また新たな事業の実施に向けて取り組んできました。

（1）年度別にみる事業評価

各年度の事業評価をみると、計画開始年度の令和2年度は、61事業がA評価であったのに対し、令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小や中止で、A評価がそれぞれ56事業、57事業と減少しています。令和5年度になり、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたことにより、令和2年度を上回る67事業がA評価となっています。

なお、事業評価がC評価となっている事業は、継続して実施に向けた検討しているものの事業開始ができていない、子育て短期支援事業の実施に向けた環境整備と大磯幼稚園の認定こども園化に係る事業が該当しています。

年度	評 価			事業数
	A	B	C	
令和2年度	61	33	1	95
令和3年度	56	38	1	95
令和4年度	57	34	4	95
令和5年度	67	25	3	95

【評価】

- A 事業目標を達成した、または達成した事業を継続的に実施できている。
- B 事業目標に達していないが、概ね成果があった。
- C 事業が未着手、または検討段階にある。

（２） 基本目標別にみる事業評価

基本目標ごとの事業評価を見ると、継続的に事業実施している A 評価と概ね成果があった B 評価を合わせた事業数を比較すると、基本目標 2・3 では、計画開始年度の令和 2 年度を上回っています。また、基本目標 1・4・6 では令和 2 年度と同程度の数となっています。

一方、基本目標 5 においては、「大磯幼稚園の認定こども園化に係る事業」が C 評価となっており、令和 2 年度を下回っています。

基本目標（A・B 評価の合計）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全事業数
1	子どもたちの生きる力を育む環境づくり	9	18	18	19	18
2	子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	7	17	16	16	13
3	子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	8	23	23	23	22
4	地域が支える子育て環境づくり	7	13	13	14	13
5	子育てと仕事の両立支援	4	11	11	12	12
6	心配りが必要な子どもたちへの支援	3	11	11	11	11

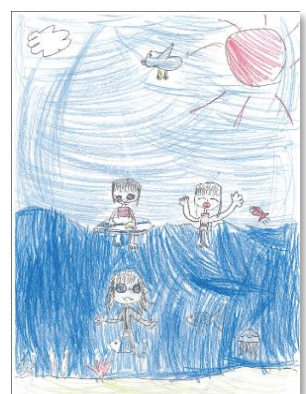
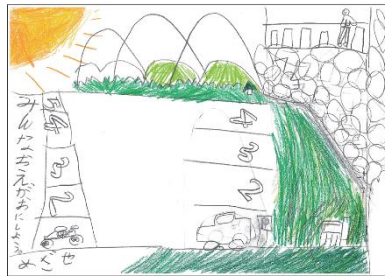
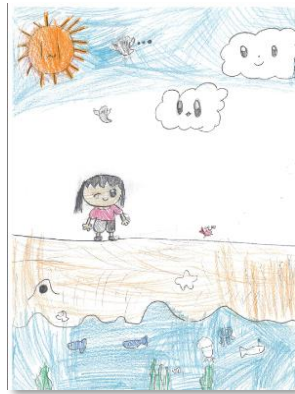
3. 時点総括

ニーズ調査の結果では、未就学児、小学生の世帯で、「今後も大磯町で子育てしたい」との回答が 9 割近くに達していましたが、令和 2 年度から令和 5 年度にかけての取り組みの結果として、目標値である「0～14 歳人口の割合」は達成できていません。

利用者数や利用率が低い取り組み、これまで実施できていない取り組みがあります。今後は、事業の実施方法などを見直すとともに、新たな事業の展開にあたっては、町単独での取り組みだけでなく、国や神奈川県、近隣自治体及び民間企業などとの協力・連携を図り、面としての広がりを持ちながら支援に取り組む必要があります。

【大磯町こども計画 表紙デザイン応募作品】

学童保育での取り組みの一つとして作品を作成し、応募してくれました。





大磯町こども計画
2025 年（令和 7 年）3 月

編集・発行 大磯町町民福祉部子育て支援課
神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地
TEL 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991
MAIL kosodate@town.oiso.kanagawa.jp

大磯町こども計画
ホームページ





「おおいそだいすき」
竹内 あかりさん(小学3年生)